

松茂町子ども・子育て支援事業計画

第3期 令和7年度～令和11年度

地域ぐるみでつくる、
子どもと親の笑顔あふれるまち



発行：松茂町 福祉課

発行年月：令和7年3月

〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地

電話：088-699-8713 FAX：088-699-6010

ホームページ：https://www.town.matsushige.tokushima.jp/

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の法的根拠と位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	2
(1) 松茂町子ども・子育て会議	3
(2) アンケート調査の実施	3
(3) パブリックコメントの実施	3
第2章 松茂町の現状	4
1. 統計による松茂町の状況	4
(1) 人口の状況	4
(2) 就労・未婚率の状況	7
(3) 世帯の状況	8
2. アンケート調査結果の概要	10
(1) 保護者の就労状況について【就学前児童】	10
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用について【就学前児童】	11
(3) 休日等の保育サービスの利用意向【就学前児童】	13
(4) 育児休業の取得状況について【就学前児童】	14
(5) 子どもが病気の際の対応について	14
(6) 虐待について	16
(7) 松茂町が子育てしやすいまちだと思えるかについて	17
第3章 本計画の考え方	18
1. 計画の基本理念	18
2. 基本的な視点	19
3. 基本方針	20
4. 施策体系	22
第4章 施策の展開	23
基本方針1 地域の子育てを支援する環境づくり	23
(1) 教育・保育提供区域の設定	23
(2) 教育・保育の提供体制	24
(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策	24
(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	26
(5) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保方策等	36
基本方針2 親子の深いつながりの築きと、親が親としての役割を担うための支援	38
(1) 親子がともに楽しむことのできる地域活動の充実	38
(2) 子育てに関する啓発による、次世代の親の育成	39
(3) 妊娠・出産期における安全確保と親としての心の育成	43

(4) 地域における親の成長に対する見守りと支援の推進	46
基本方針3 多様な家庭に対する柔軟な子育て支援	47
(1) 地域における柔軟できめ細やかな子育て支援の充実	47
(2) 就労と子育ての両立を可能とする社会の形成	48
(3) 支援を必要とする児童や家庭へのきめ細やかな対応	49
(4) 子どもの貧困対策計画	54
基本方針4 子どもの豊かな育ちを支援する環境づくり	56
(1) 子どもの健やかな成長の確保と増進	56
(2) 子どもがのびのびと豊かな心を育むことのできる社会環境の充実	61
(3) 安全・安心に子どもが育つ地域の形成	63
第5章 推進体制	65
1. 計画の推進に向けて	65
2. 計画の進捗管理・評価等	65
3. 松茂町を構成する全ての人々の役割	65
(1) 保護者の役割	65
(2) 住民(地域)の役割	66
(3) 松茂町の役割	66
(4) 子育て支援団体等の役割	66
(5) 事業者・職域の役割	66
(6) 教育・保育提供施設の役割	66
参考資料	67
松茂町子ども・子育て会議条例	67
松茂町子ども・子育て会議委員名簿	69

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国における、合計特殊出生率（女性が一生の間に生むとされる子どもの平均数）は令和5年には1.20と統計を取りはじめて以降最も低い数値となりました。人口を維持するのに必要な2.08を大幅に下回り、少子化の進行は危機的な状況となっています。少子化の要因としては、経済的な不安定さ、女性の社会進出や共働き世帯が増加している一方で、仕事と子育ての両立の難しさなどがあります。

また、女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした、子育て不安を抱える保護者の増加、子育ての孤立化、児童虐待、貧困、不登校やいじめなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

このようななか、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供するとともに、保育の量的拡大と確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を図り、子どもを生み育てやすい社会を形成することが求められています。

令和5年4月には「こども家庭庁」が発足され、同時にこども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。これに基づき、令和5年12月には「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策に関する基本的な方針等が示されています。

このたび、本町の5年間の子ども・子育て支援の指針となる「子ども・子育て支援事業計画（第2期）」が改定時期を迎えたことから、前述の国の動向等をふまえながら、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備していくことを目的に、「松茂町子ども・子育て支援事業計画（第3期）」（以下、「本計画」と言います。）を策定します。

2. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられ、次世代育成支援法に基づく「松茂町次世代育成支援行動計画」の考え方も継承するものとします。

また、上位計画である「第五次松茂町総合計画」や「第3次松茂町障がい者計画」「松茂町教育振興計画第3期」など、その他関連計画との整合性を図りながら、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「こどもの貧困対策計画」、放課後児童対策に関する「市町村行動計画」も包含して策定します。

3. 計画の期間

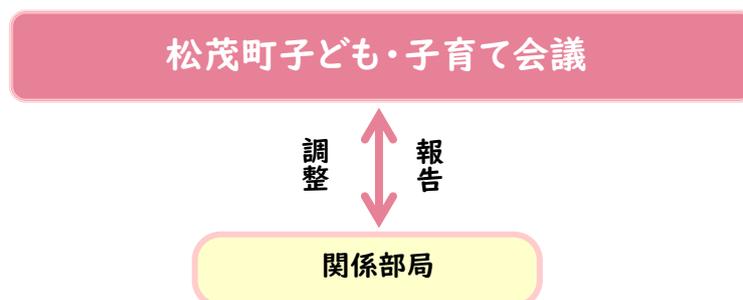
本計画は令和7年度から令和11年度までを計画期間とする5か年の計画です。計画の最終年度である令和11年度に、本計画の進捗状況と課題をふまえた見直し・評価及び新たな5か年の計画を策定することとします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども・子育て支援事業計画(第2期)									
				見直し	子ども・子育て支援事業計画(第3期)				
									見直し

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、有識者や教育・保育の関係者、住民などからなる「松茂町子ども・子育て会議」を設置し、策定・検討しました。重要事項について、関係部局と協議し、子ども・子育て会議への報告、調整を図りました。

また、令和5年度には子育て支援に関するアンケート調査を実施し、その結果に基づく町民のニーズ等をふまえるとともに、パブリックコメントの実施により、広く町民の意見を募り、本計画の策定に活用しました。



(1) 松茂町子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法の規定により、計画策定においては市町村等の合議制機関である「地方版子ども・子育て会議」の設置が努力義務化されています。本計画の策定にあたり、子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者、子ども・子育ての見識者等で構成する「松茂町子ども・子育て会議」を3回開催し、事業計画における量の見込みや計画素案等について協議しました。

開催日	協議内容
令和6年8月1日(木)	● アンケート調査結果について ● 骨子案について
令和6年12月17日(火)	● 計画書素案について ● 量の見込み・確保方策(案)について
令和7年2月20日(木)	● 計画書案について

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、保育サービスに対する量的・質的ニーズの把握及び今後取り組むべき施策の検討を行うため、町内の就学前児童・小学生児童の保護者を対象に「松茂町子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

調査期間		令和6年3月1日(金)～3月15日(金)		
調査方法		郵送配布・回収		
回収状況 (有効回答)		配布数	回収数	有効回収率
	就学前児童	477件	247件	51.8%
	小学生児童	496件	239件	48.2%

(3) パブリックコメントの実施

子ども・子育て支援法第61条第8項の規定により、市町村は市町村支援事業計画を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用、その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めるものとされていることから、本計画の策定にあたりパブリックコメントを実施しました。

実施期間	令和7年1月24日(金)～2月13日(木)
実施方法	町ホームページで公開、福祉課窓口に計画書案を設置
結果	意見0件

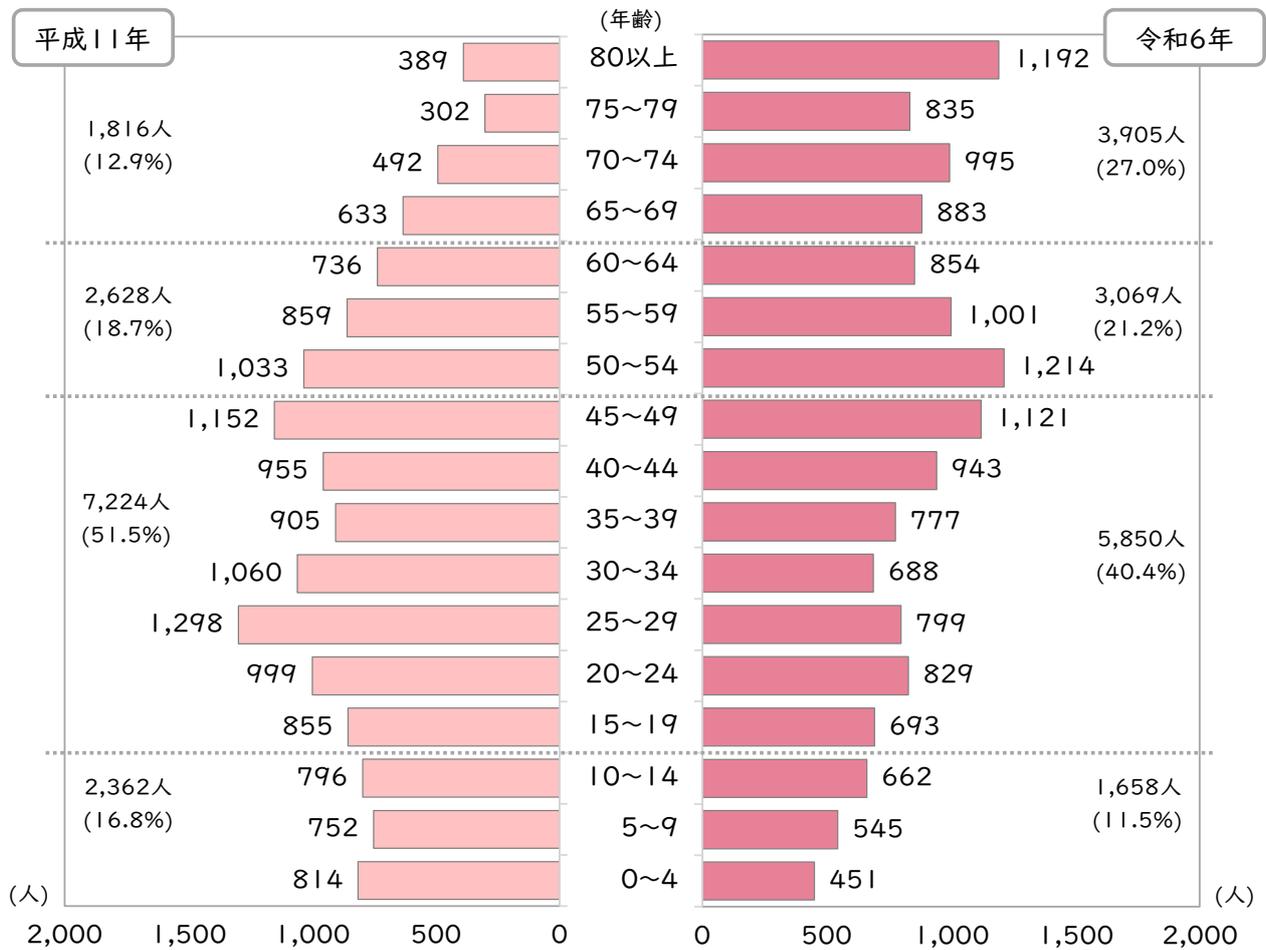
第2章 松茂町の現状

1. 統計による松茂町の状況

(1) 人口の状況

① 人口構成の変化

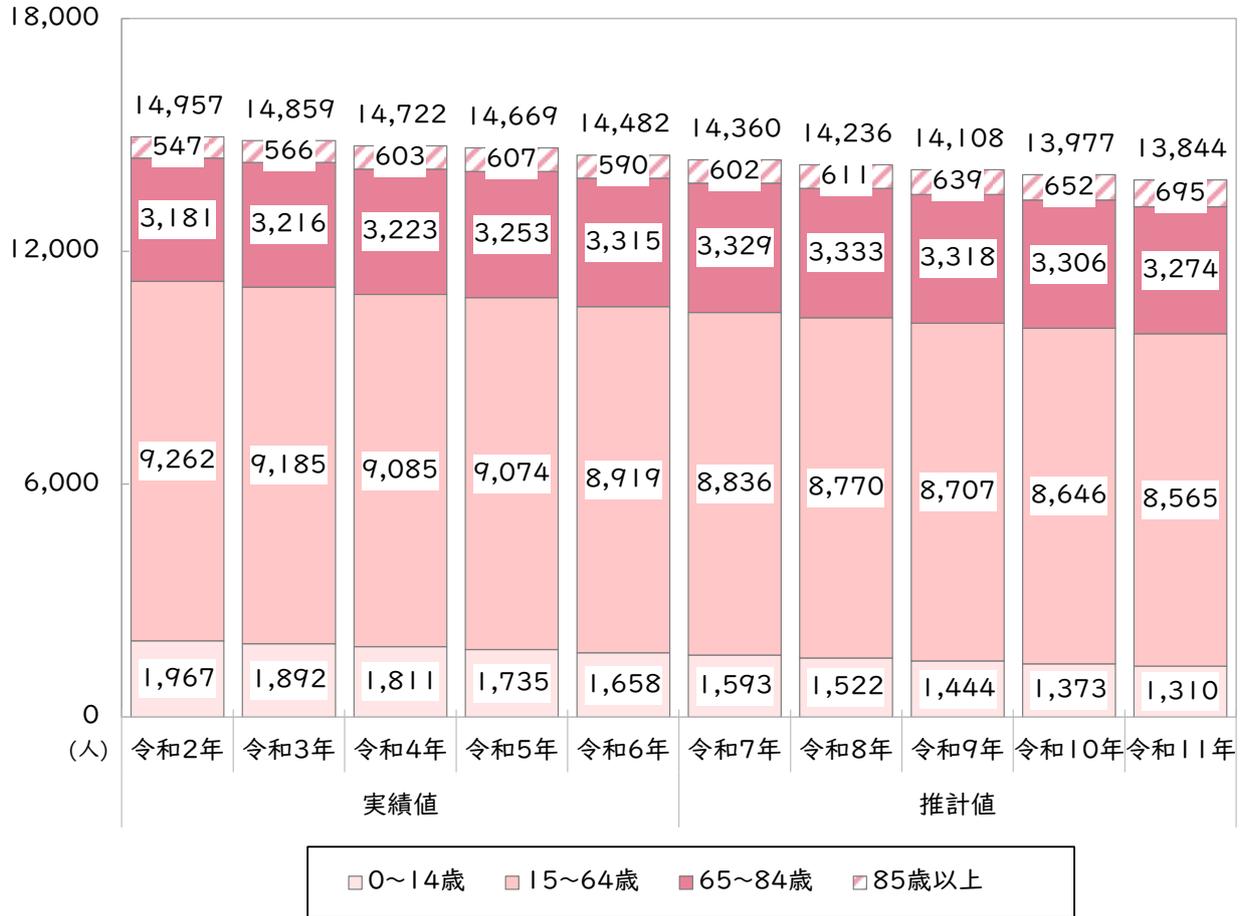
平成11年と令和6年の人口ピラミッドを比較すると、高齢者人口(65歳以上)の割合が大幅に増加している一方、年少人口(15歳未満)の割合は減少し、少子高齢化が進行していることがわかります。



出典：平成11年…総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
令和6年…住民基本台帳(4月1日)

②人口の推移・推計

本町の総人口は令和2年の14,957人から令和6年にかけて475人減少しており、今後、令和11年には13,844人まで減少していく見込みとなっています。



出典：実績値…住民基本台帳（各年4月1日時点）
推計値…コーホート変化率法による推計

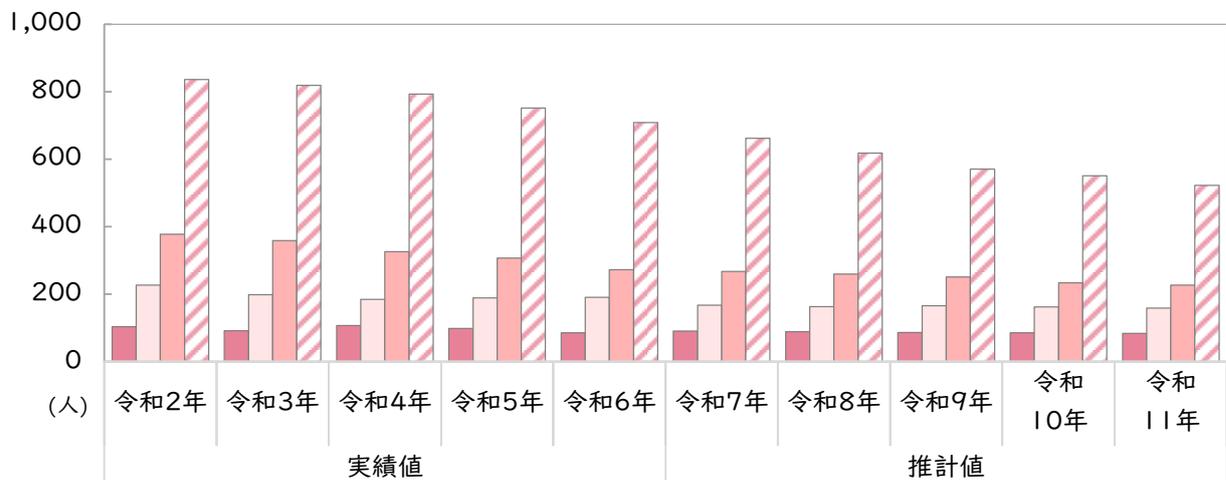


③子どもの人口推移・推計

総人口と同様に、子どもの人口も減少傾向が続くと見込まれ、本計画期間の最終年である令和11年においては0～11歳の人口が1,000人を下回る見込みとなっています。

単位：人

	実績値					推計値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	1,545	1,469	1,411	1,347	1,259	1,189	1,130	1,075	1,033	993
0歳	104	92	107	99	86	91	89	87	86	84
1歳	98	101	91	103	91	81	86	84	82	81
2歳	129	98	94	86	100	87	77	82	80	78
3歳	123	118	97	92	83	96	84	74	79	77
4歳	121	121	115	100	91	82	95	83	73	78
5歳	134	120	114	115	99	90	81	94	82	72
0～5歳	709	650	618	595	550	527	512	504	482	470
6歳	136	130	111	108	109	95	86	77	90	78
7歳	143	133	130	108	105	107	94	85	76	89
8歳	148	142	130	126	109	105	107	94	85	76
9歳	143	146	141	127	123	108	104	106	93	84
10歳	128	139	145	139	127	121	107	103	105	92
11歳	138	129	136	144	136	126	120	106	102	104
6～11歳	836	819	793	752	709	662	618	571	551	523



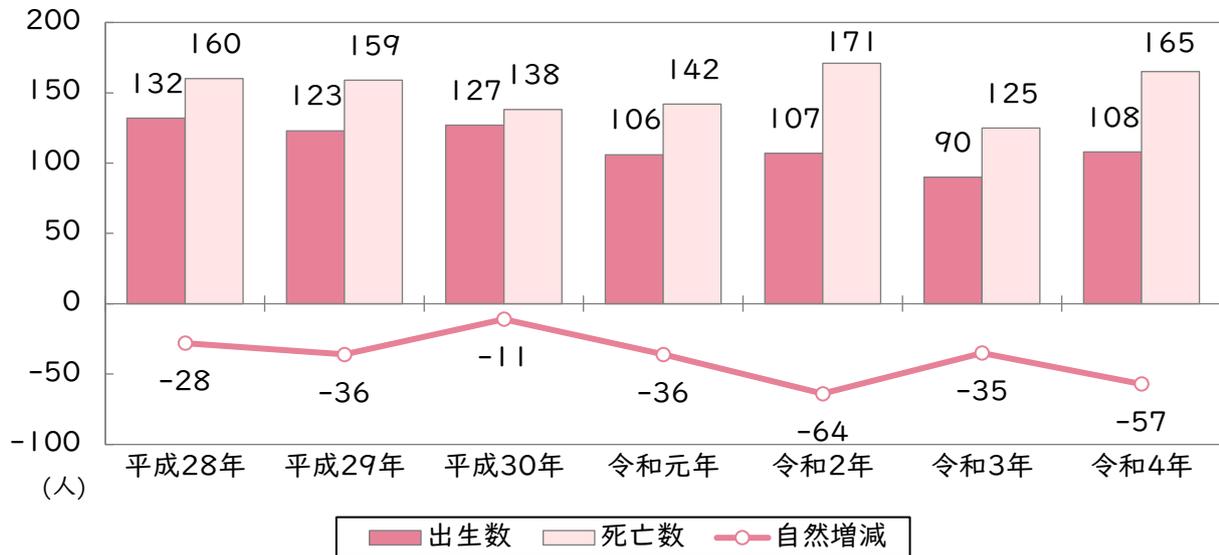
0歳	104	92	107	99	86	91	89	87	86	84
1・2歳	227	199	185	189	191	168	163	166	162	159
3～5歳	378	359	326	307	273	268	260	251	234	227
6～11歳	836	819	793	752	709	662	618	571	551	523

出典：実績値…住民基本台帳（各年4月1日時点）

推計値…コーホート変化率法による推計

④ 出生数・死亡数の推移

出生数から死亡数を差し引いた自然増減はマイナスであり、直近5年間では平均41人程度の人口減となっています。

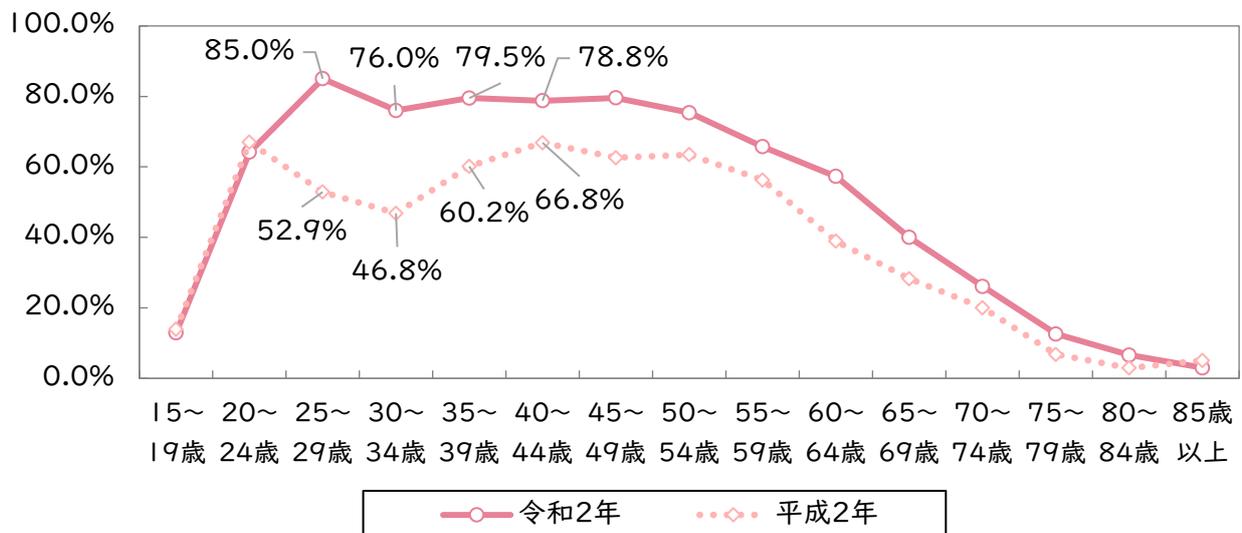


出典：人口動態調査

(2) 就労・未婚率の状況

① 女性の就業率

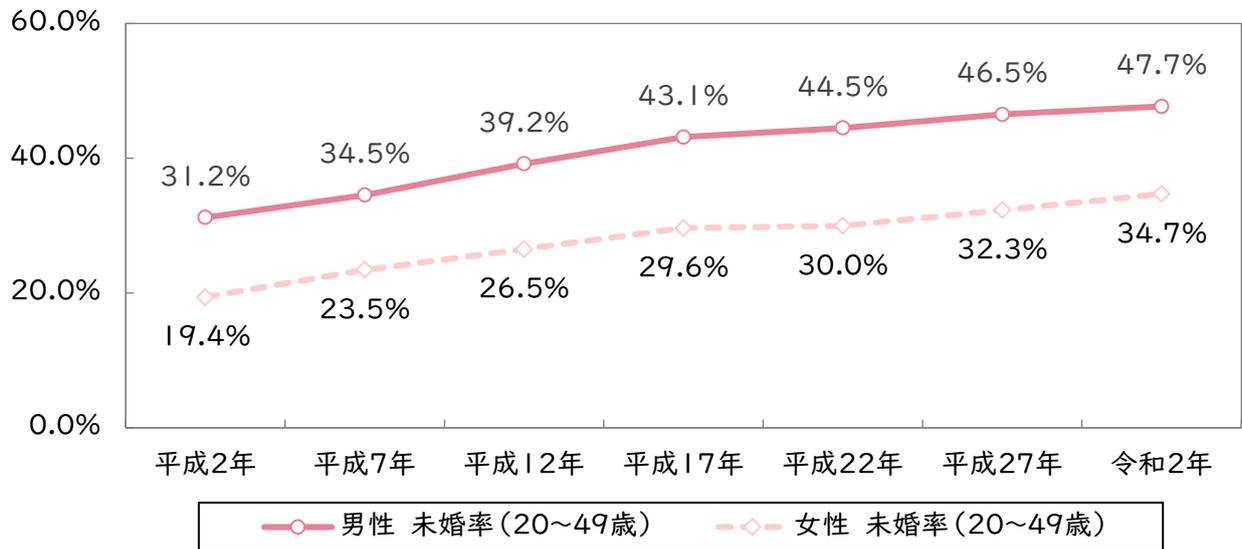
女性の就業率（15歳以上の人口に対する就業者の割合）をみると平成2年時点では25～34歳の区分において（結婚や出産などを理由に離職し）就業率が低下する、いわゆる「M字曲線」状の就業率となっていました。令和2年には、ほぼ全ての年齢区分において働く女性の割合が増えており、25～34歳での就業率の低下によるM字曲線がみられなくなっています。



出典：国勢調査

②未婚率の推移

20～49歳の未婚率は男女とも増加し続けており、令和2年では、男性は47.7%、女性は34.7%となっています。



出典：国勢調査

(3) 世帯の状況

①ひとり親世帯数の推移

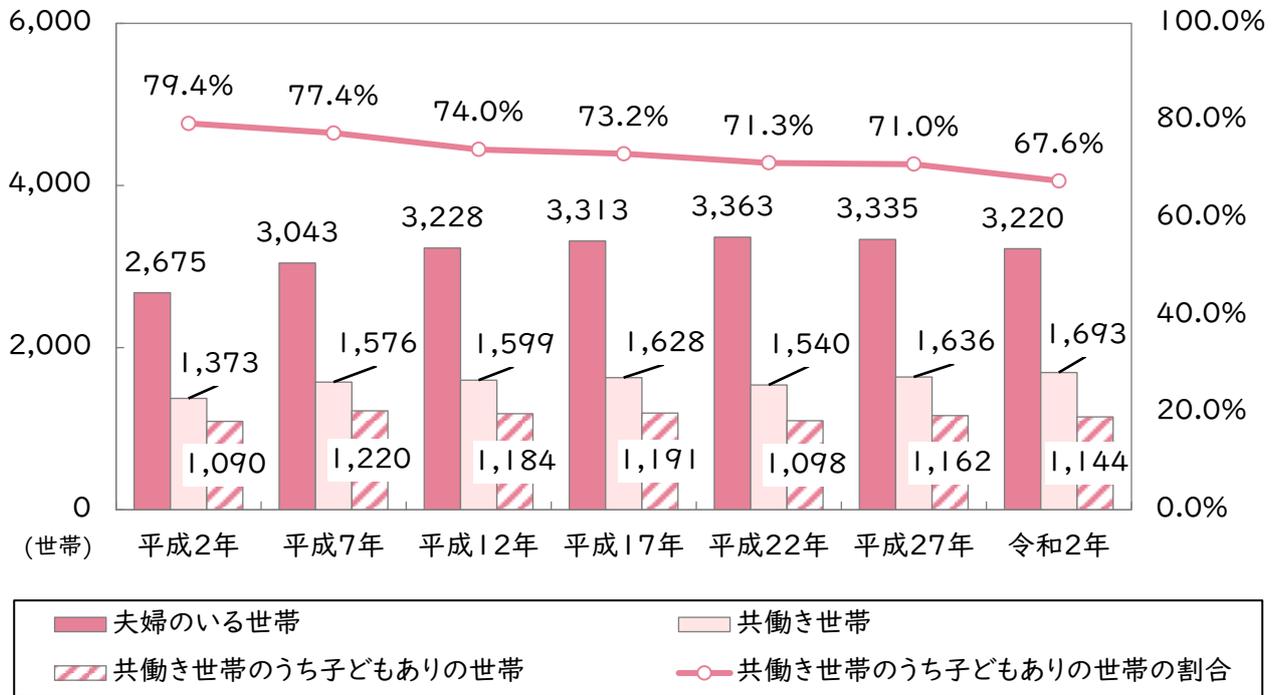
ひとり親世帯数(母子世帯・父子世帯)は、平成22年の155世帯をピークに減少に転じ、令和2年では120世帯となっています。



出典：国勢調査

②共働き世帯数の推移

共働き世帯数の推移をみると、平成17年以降おおむね横ばいとなっています。共働き世帯のうち子どもありの世帯の割合をみると、減少傾向となっており、令和2年では67.6%（1,144世帯）となっています。



出典：国勢調査

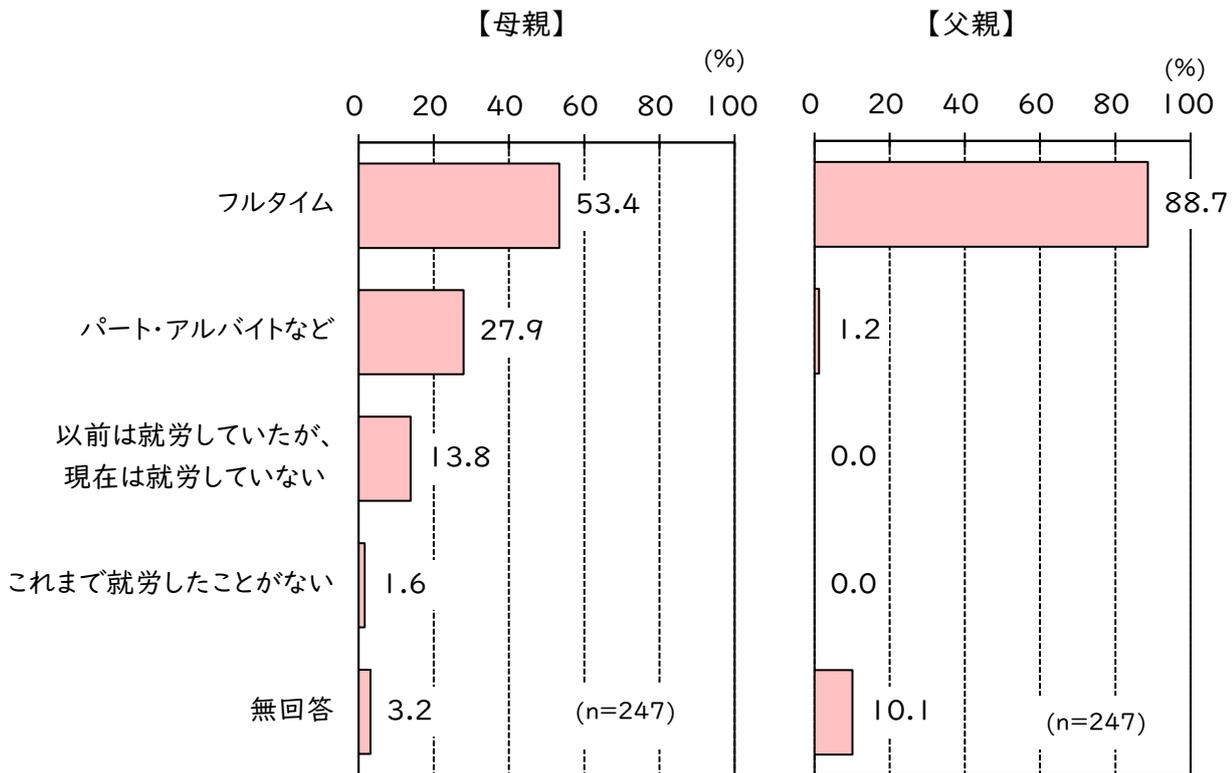


2. アンケート調査結果の概要

(1) 保護者の就労状況について【就学前児童】

母親の就労状況は、「フルタイム」が53.4%で最も多く、次いで「パート・アルバイトなど」が27.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が13.8%となっています。

父親の就労状況は、「フルタイム」が88.7%で最も多く、次いで「パート・アルバイトなど」が1.2%となっています。

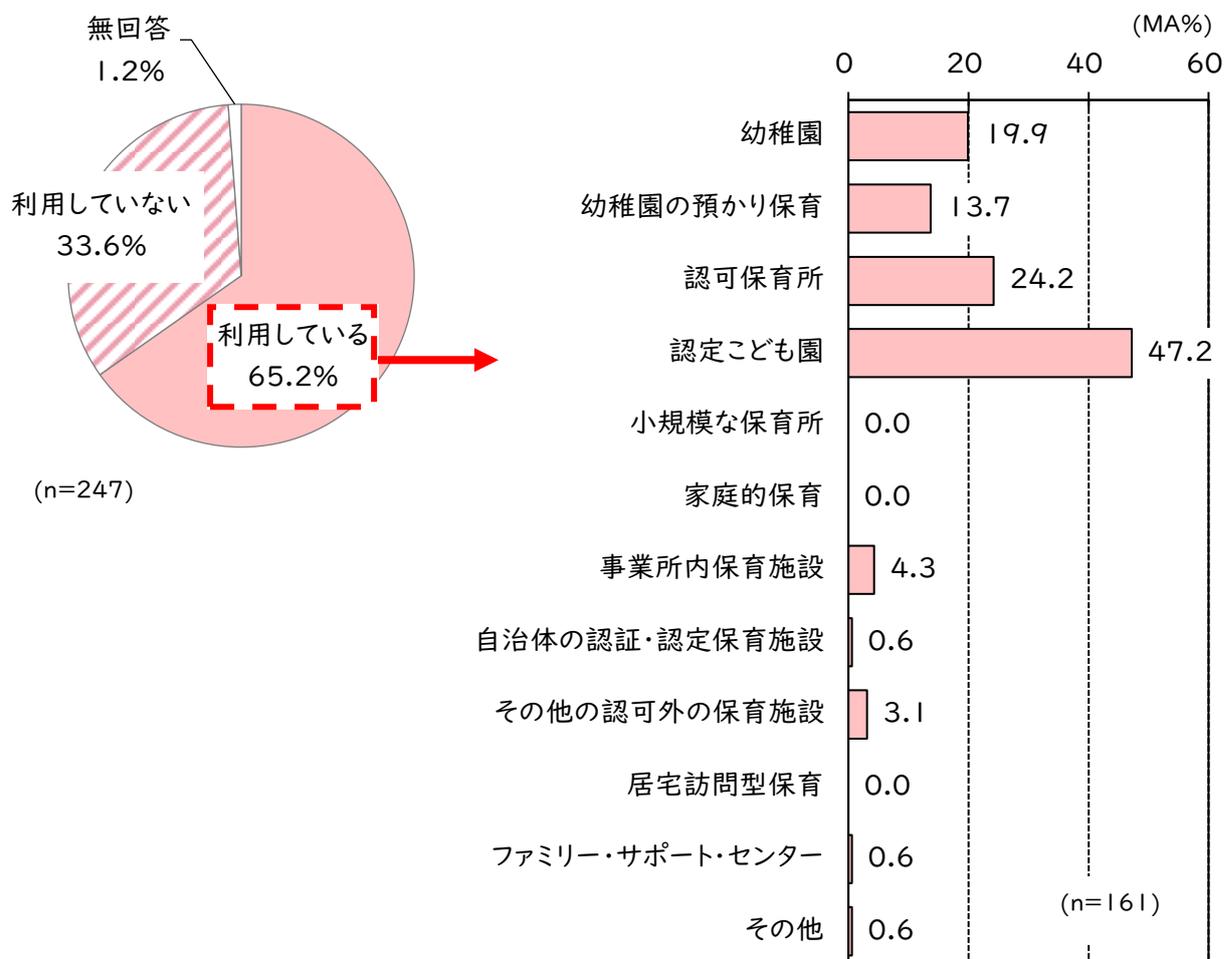


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用について【就学前児童】

①利用状況

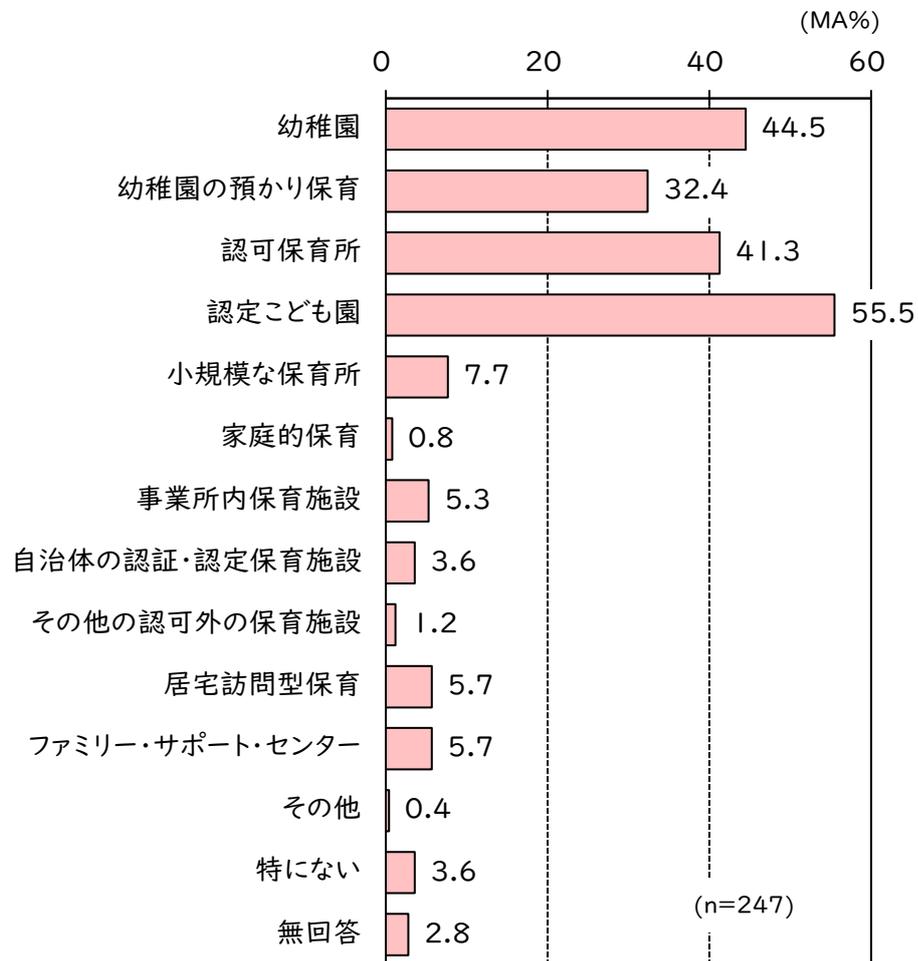
平日の定期的な教育・保育事業の利用は、「利用している」が65.2%、「利用していない」が33.6%となっています。

平日に定期的に利用している教育・保育事業は、「認定こども園」が47.2%で最も多く、次いで「認可保育所」が24.2%、「幼稚園」が19.9%となっています。



②利用意向

平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業は、「認定こども園」が55.5%で最も多く、次いで「幼稚園」が44.5%、「認可保育所」が41.3%となっています。

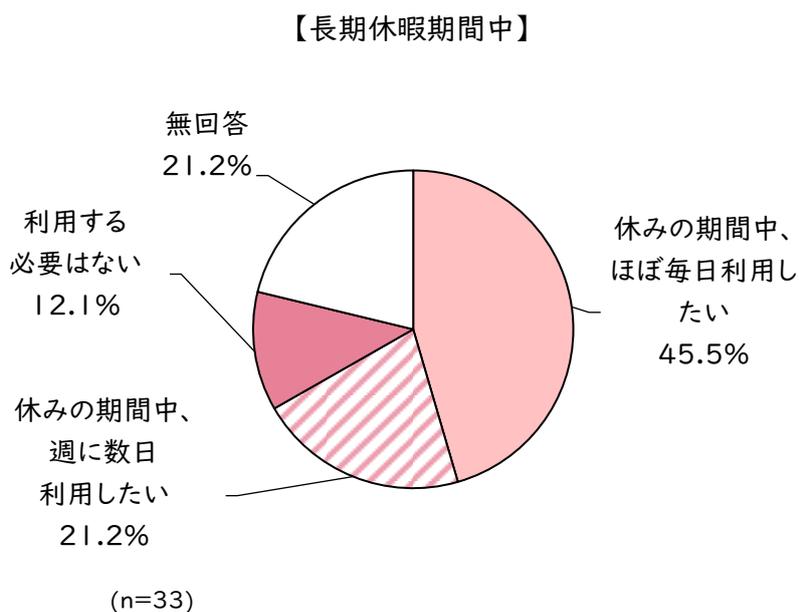
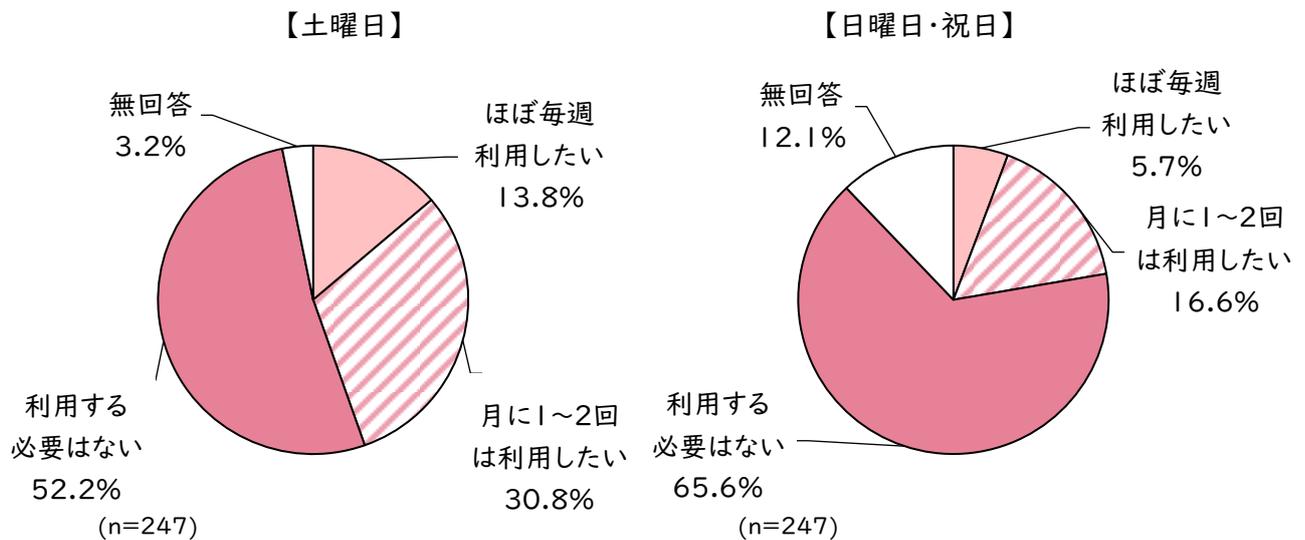


(3) 休日等の保育サービスの利用意向【就学前児童】

定期的な教育・保育事業の利用意向は、土曜日では「利用する必要はない」が52.2%と半数を超え最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」が30.8%、「ほぼ毎週利用したい」が13.8%となっています。

日曜日・祝日では「利用する必要はない」が65.6%と6割を超え最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」が16.6%、「ほぼ毎週利用したい」が5.7%となっています。

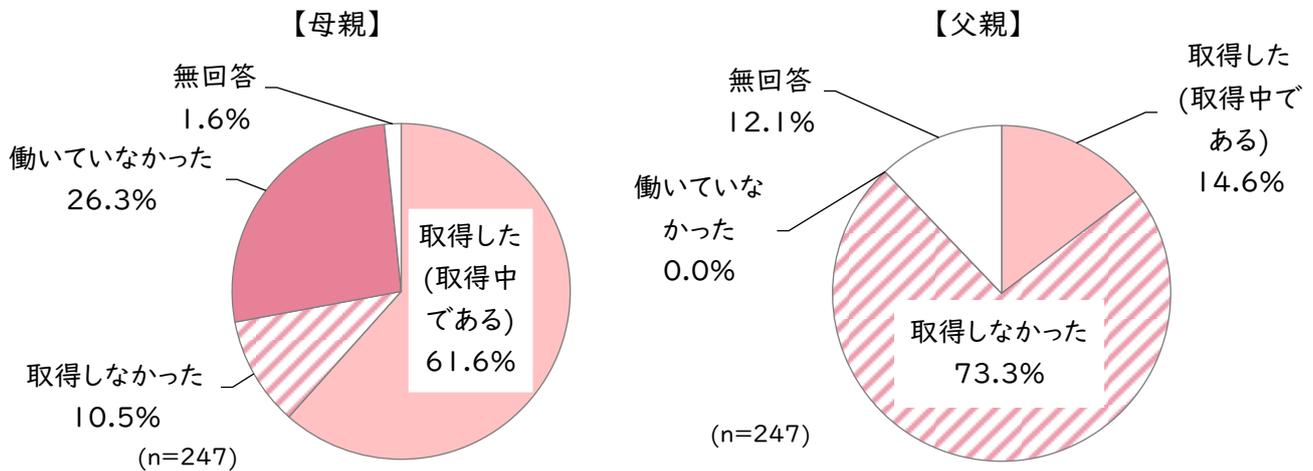
長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望は、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が45.5%で最も多く、次いで「休みの期間中、週に数日利用したい」が21.2%、「利用する必要はない」が12.1%となっています。



(4) 育児休業の取得状況について【就学前児童】

育児休業の取得状況は、母親では「取得した（取得中である）」が61.6%と最も多く、次いで「働いていなかった」が26.3%、「取得しなかった」が10.5%となっています。

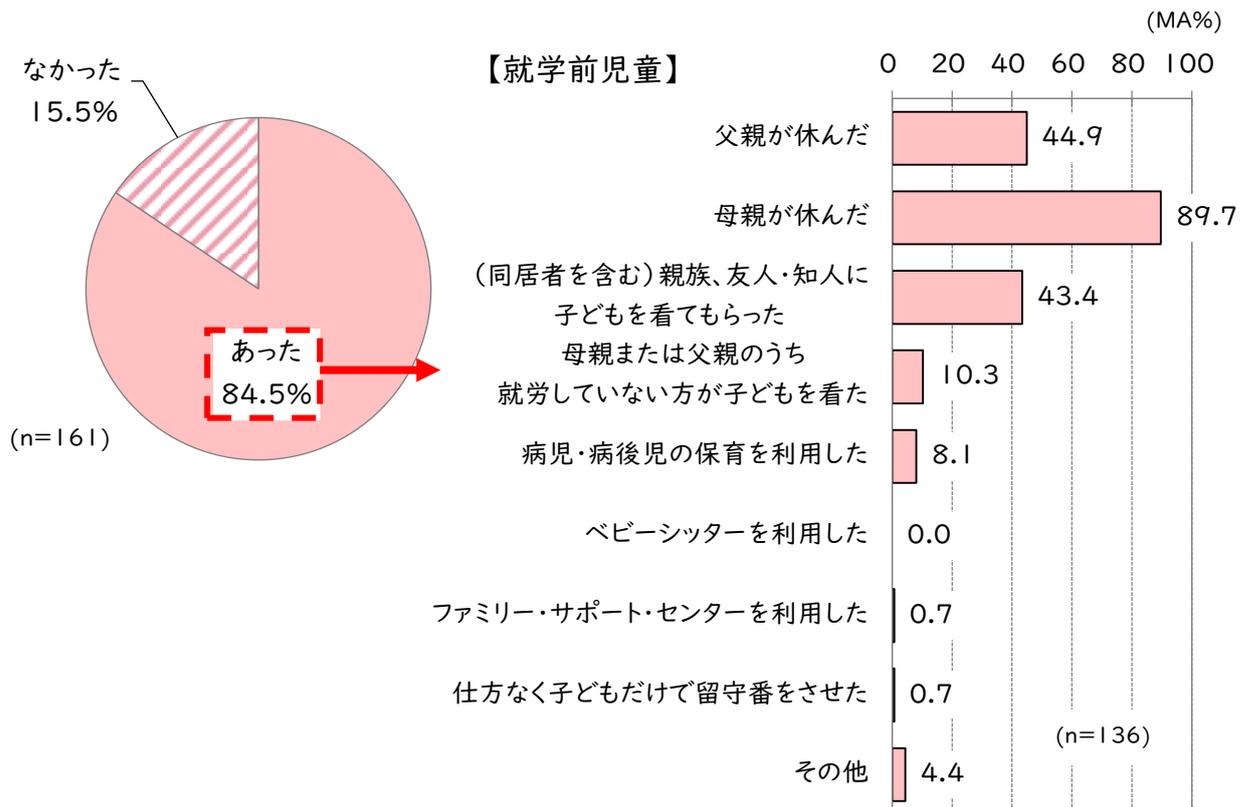
父親では「取得しなかった」が73.3%で最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が14.6%となっています。



(5) 子どもが病気の際の対応について

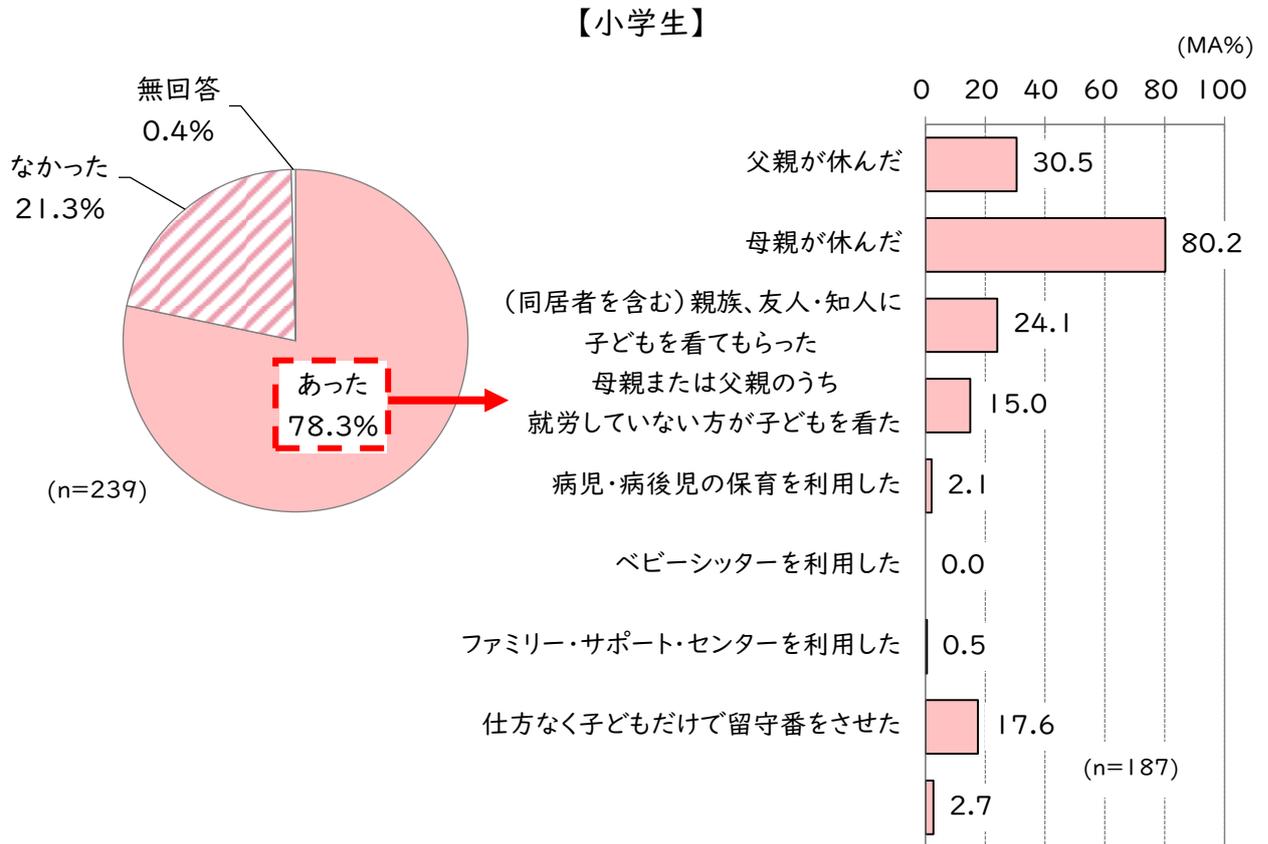
病気等で教育・保育事業が利用できなかったことは、就学前児童では「あった」が84.5%、「なかった」が15.5%となっています。

病気等で教育・保育事業が利用できなかったときの対処方法は、就学前児童では「母親が休んだ」が89.7%と約9割を占め最も多く、次いで「父親が休んだ」が44.9%、「（同居者を含む）親族、友人・知人に子どもを看てもらった」が43.4%となっています。



病気等で教育・保育事業が利用できなかったことは、小学生では「あった」が 78.3%、「なかった」が 21.3%となっています。

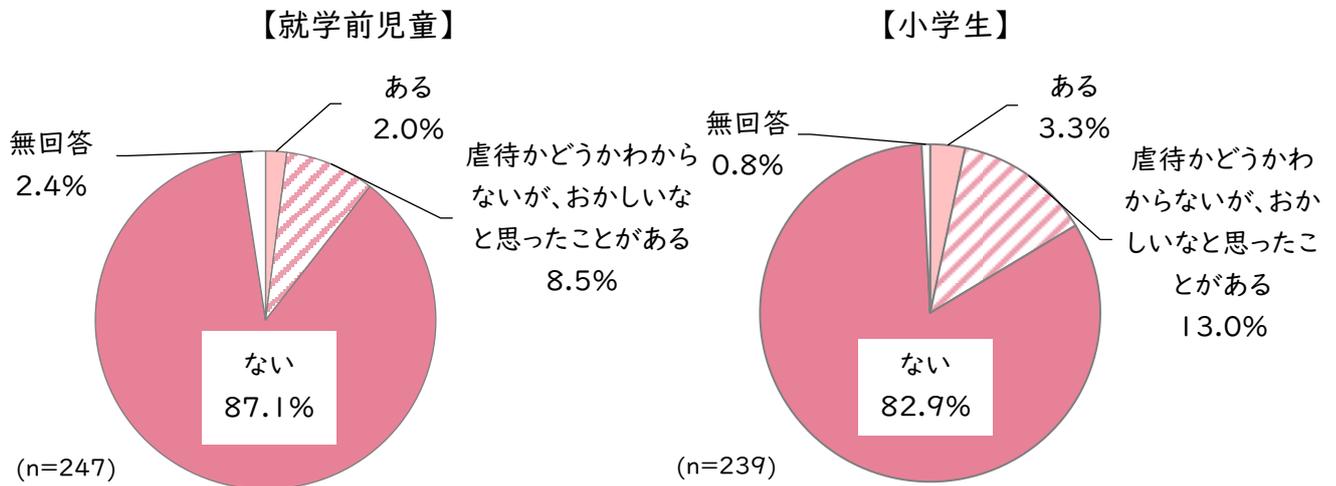
病気等で教育・保育事業が利用できなかったときの対処方法は、小学生では「母親が休んだ」が 80.2%と最も多く、次いで「父親が休んだ」が 30.5%、「(同居者を含む)親族、友人・知人に子どもを看てもらった」が 24.1%となっています。



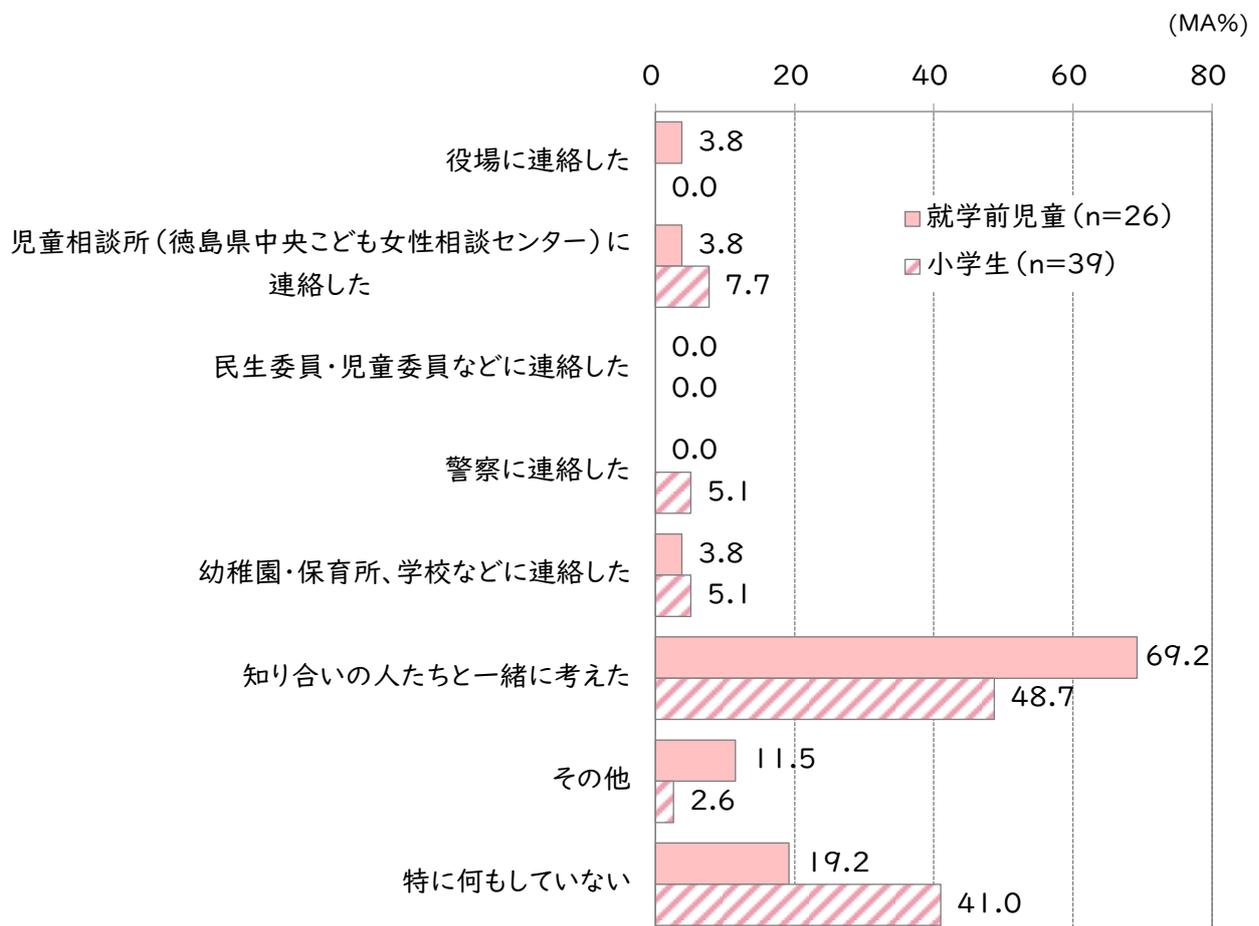
(6) 虐待について

児童の虐待を見聞きしたことの有無は、就学前児童では「ある」が2.0%、「虐待かどうかわからないが、おかしいなと思ったことがある」が8.5%、「ない」が87.1%となっています。

小学生では「ある」が3.3%、「虐待かどうかわからないが、おかしいなと思ったことがある」が13.0%、「ない」が82.9%となっています。

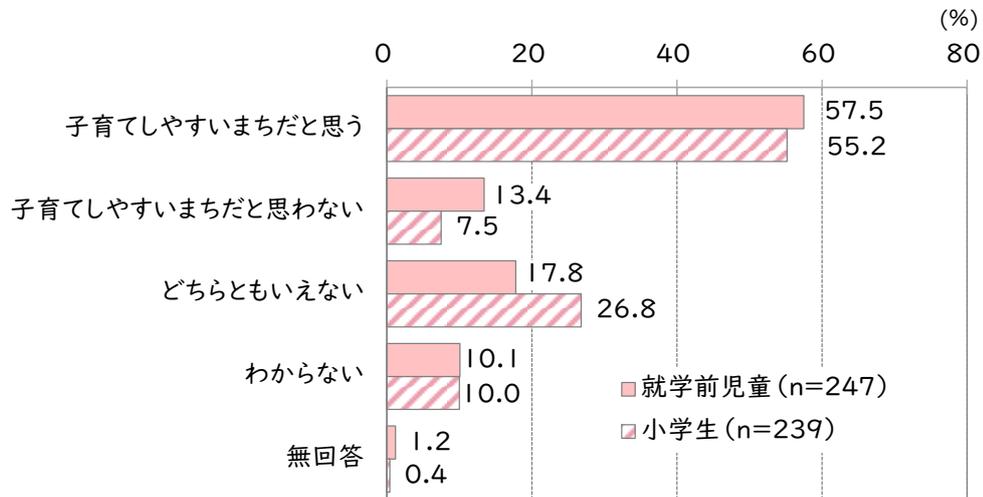


児童の虐待を見聞きした時の対応は、就学前児童、小学生ともに「知り合いの人たちと一緒に考えた」が最も多いものの、「特に何もしていない」が2番目に多くなっています。

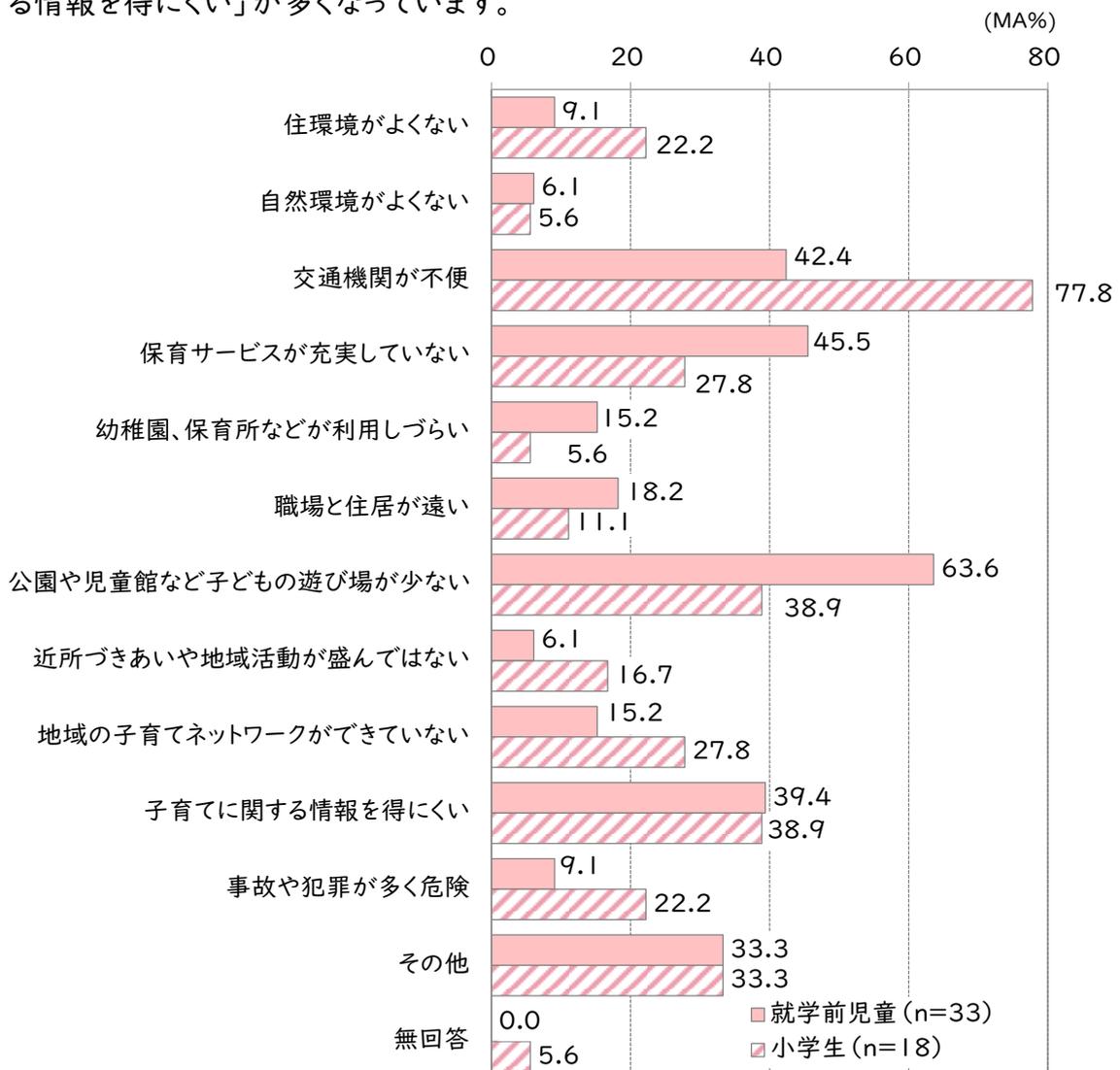


(7) 松茂町が子育てしやすいまちだと思いかについて

松茂町が子育てしやすいまちだと思いかは、就学前児童、小学生ともに「子育てしやすいまちだと思ふ」が半数を超え最も多くなっています。いずれも1割程度が「子育てしやすいまちだと思わない」と回答しています。



子育てしやすいまちだと思わない理由は、就学前児童、小学生ともに「交通機関が不便」「保育サービスが充実していない」「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」「子育てに関する情報を得にくい」が多くなっています。

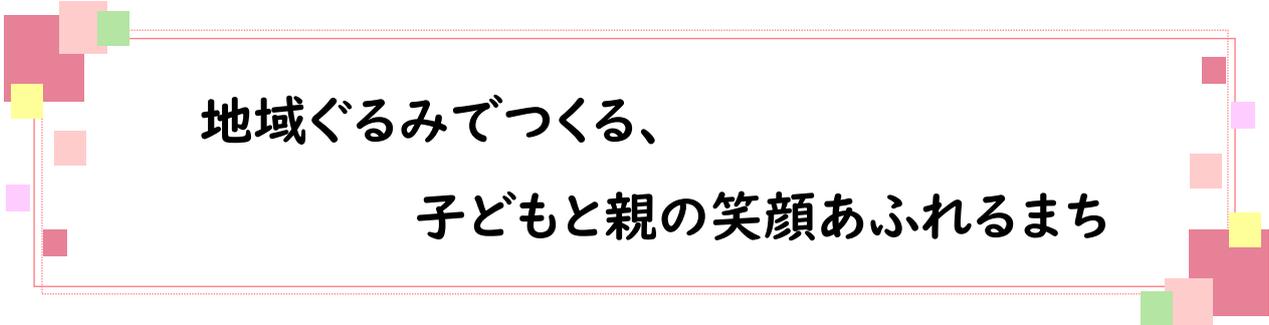


第3章 本計画の考え方

1. 計画の基本理念

本町では、「松茂町子ども・子育て支援事業計画(第2期)」において、「地域ぐるみでつくる、子どもと親の笑顔あふれるまち」を基本理念として掲げ、松茂町の未来を担う大切な存在である子どもを、地域全体で育てていくための取組を行ってきました。

本計画においても、この流れを継承しつつ、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識などをふまえ、町として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、引き続き「地域ぐるみでつくる、子どもと親の笑顔あふれるまち」を基本理念とします。



地域ぐるみでつくる、
子どもと親の笑顔あふれるまち

子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識について

- 子ども・子育て支援法に明記のとおり、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識とともに、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子ども・子育て支援を進めていく必要があります。
- 子育て家庭だけではなく、地域全体で次代を担う子どもたちを育てていくことのできる環境、子どもが地域社会の一員として本町に愛着をもちながら、のびのびと育つことのできる地域づくりが必要となります。
- 地域の未来を切り開いていく子どもたちが本町を愛し、幅広い社会性を身につけ、人間性豊かに育ち、夢や希望をかなえていけるよう、地域住民、各種団体、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、企業、行政で支え合い、やさしさと笑顔のあふれるまちをつくっていくことを基本的な理念とします。

2. 基本的な視点

本計画は、第2期計画同様に、次の基本的な視点のもと、各種施策を展開していくものとします。

基本視点 1 全ての子どもの視点

子どもたちが健やかに育ち、一人ひとりがもっている個性や可能性が存分に発揮されるよう、大人の都合を優先するのではなく、子どもたちが何を考え、何を望んでいるのか、子どもの視点に立ちながら施策を展開します。

基本視点 2 全ての子育て家庭の視点

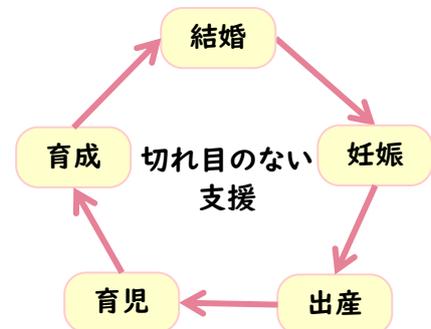
核家族化や女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加しているなか、子育てをしている家庭の状況はさまざまです。全ての子育て家庭が子育てを“負担”と感じるのではなく、子どもの成長を素直に喜び、また、子育てを通じて豊かな人生を送ることができるよう、子育て家庭の視点に立った施策を展開します。

基本視点 3 地域で子どもを育てていく視点

地域のつながりの希薄化が進むなか、地域の子どもたちを地域の大人たちが温かく見守り、時には叱りながら地域全体で育てていく必要があります。また、子育てに積極的に取り組んでいけるよう、職場においても子育て家庭を支援していくことが必要です。子育てと仕事の両立、子育て家庭だけでなく地域全体で子どもを育てていく、という視点に立って施策を展開します。

基本視点 4 結婚・妊娠・出産・育児・育成まで、切れ目のない支援の視点

本町の重要課題である『少子化対策』に向けて、結婚から妊娠・出産、育児、そして次代のまちを担う子どもの育成まで、切れ目なく、本町らしいきめ細やかな支援を行うという視点に立ち、施策を展開します。



3. 基本方針

本計画の基本方針については、次の4つを設定し、子ども一人ひとりに応じて実施する一貫した教育・保育・子育て支援の提供とともに、生活環境の整備やワーク・ライフ・バランスの促進、安全の確保や要保護児童対策などの基本目標を設定し、子どもの最善の利益の確保に向けて、課題に応じた施策を総合的に展開します。

基本方針1 地域の子育てを支援する環境づくり

- 全ての家庭における子育てを支援するため、適切な量の見込みと確保方策を設定した上で、関係機関・団体などが連携し、子育て家庭のさまざまな状況に応じて柔軟に利用できる支援サービスの提供を図ります。

基本方針2 親子の深いつながりの築きと、 親が親としての役割を担うための支援

- 子どもの出産や育児に関わるさまざまな悩みを解消できるよう、情報提供や学習機会の充実、相談体制の強化を図るとともに、子育てをしている家庭同士や、子育てを卒業した人たちなどとの交流を通じ、情報交換をしたり、悩みを話したり、打ち明け合ったりできる機会づくりを図ります。
- 子どもたちの安全と自主性を尊重しながら、子どもたちの居場所づくりや親子でともに遊ぶ場の充実などを図ります。
- 母親の出産前後の心身両面のケアを厚くするなど、母親が安全に安心して子どもを生み育てることができるように支援します。
- 子どもの発育や成長段階に応じて一貫した健康の維持・増進、望ましい食生活を促進し、生涯にわたる健康な生活の基礎を築きます。
- 子どもたち一人ひとりの個性と可能性を伸ばし、豊かな人間性とたくましく生きる力を培うことができるよう、保育所、幼稚園、学校などが連携し、子どもの成長段階に応じた教育内容の充実と学習環境の向上を図ります。
- 次代の親づくりも視野に置きながら、世代間交流などを推進します。
- 子どもの父母などの子育てに対する意識を向上し、家庭の子育て力の向上を図るとともに、地域のさまざまな資源を活用し、地域の子どもたちを地域の方たちで育てていける環境をつくりま

基本方針 3 多様な家庭に対する柔軟な子育て支援

- 支援が必要な家庭への育児支援や、地域福祉等の多様な連携により、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを推進します。
- 貧困状態にある子どもへの支援として、徳島県が策定する「こども計画」などにも基づいて、関係団体等と連携しながら支援を図ります。
- 早期療育、教育など、障がいのある子どもの状況に応じて必要な支援を図ります。
- 子育てと仕事が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、職場における子育て支援を促進します。

基本方針 4 子どもの豊かな育ちを支援する環境づくり

- 子どもが健やかに育つことのできる住宅環境づくりを促進します。
- 子どもたちがのびのびと安全にまちに出て遊び、また、子育て家庭が安心してまちに出かけられるよう、安全な道路環境を整備するとともに、子育て家庭の利用に配慮した施設・設備の改善を図ります。
- 子どもたちが安心してまちを歩けるよう、交通安全教育を推進するとともに、犯罪のない安全なまちづくりを推進します。
- 子どもの人権が守られるよう、意識の向上を図るとともに、関係機関のネットワークや地域全体が連携し、児童虐待の芽を早期に発見し未然に防ぐことができる体制を整備し、児童虐待防止への迅速な対応を図ります。



4. 施策体系

基本理念 地域ぐるみでつくる、子どもと親の笑顔あふれるまち

基本的な視点

1. 全ての子どもの視点

2. 全ての子育て家庭の視点

3. 地域で子どもを育てていく視点

4. 結婚・妊娠・出産・育児・育成まで、
切れ目のない支援の視点

基本方針

具体的施策

1 地域の子育てを支援する環境づくり

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 教育・保育の提供体制
- (3) 教育・保育の量の見込みと確保方策
- (4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
- (5) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保方策等

2 親子の深いつながりの築きと、親が親としての役割を担うための支援

- (1) 親子がともに楽しむことのできる地域活動の充実
- (2) 子育てに関する啓発による、次世代の親の育成
- (3) 妊娠・出産期における安全確保と親としての心の育成
- (4) 地域における親の成長に対する見守りと支援の推進

3 多様な家庭に対する柔軟な子育て支援

- (1) 地域における柔軟できめ細やかな子育て支援の充実
- (2) 就労と子育ての両立を可能とする社会の形成
- (3) 支援を必要とする児童や家庭へのきめ細やかな対応
- (4) 子どもの貧困対策計画

4 子どもの豊かな育ちを支援する環境づくり

- (1) 子どもの健やかな成長の確保と増進
- (2) 子どもがのびのびと豊かな心を育むことのできる社会環境の充実
- (3) 安全・安心に子どもが育つ地域の形成

第4章 施策の展開

基本方針Ⅰ 地域の子育てを支援する環境づくり

(1) 教育・保育提供区域の設定

乳幼児期の教育・保育サービスについては、どの程度の範囲でサービスを提供するかという区域を設定する必要があります。また、サービスのニーズ量を見込みで算出し、見込量に対してどの程度の提供体制を確保していくかを決定する必要があります。

以下は、幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保に関して、国の考え方を示したものです。

ー区域設定についてー
●地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める。
●小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、町域全体など、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
●教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

ー各年度における教育・保育量の見込みについてー
●当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業、認可外保育施設などの利用状況」に、「利用希望」をふまえて設定する。
●認定の区分 [*] に加え、0歳、1歳、2歳、3-5歳の3区分で設定する。 ※量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向などを勘案することも可。この場合には、その積算根拠について透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議における議論など) ※量の見込みについては、国の「算出のための手引き」を利用する。

認定区分対象者と確保の内容		
認定区分		提供施設(確保の内容)
1号認定	3-5歳、幼児期の学校教育 (以下「学校教育」と言います。)のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

以上の考え方をふまえながら、本町においては第2期計画に引き続き、提供する区域を1つ(町内全体)とし、アンケート結果によるニーズ量及び実績から令和11年度までの量の見込みの算出を行いました。

(2) 教育・保育の提供体制

令和6年10月現在、本町の教育・保育の提供体制は以下のとおりとなっています。

本町の子どもの人口は減少していますが、共働き家庭の増加を背景に、保育所等への入所希望者または潜在的保育ニーズは、横ばいまたは増加傾向にあります。令和5年度にまつしげ保育所がまつしげ子ども園に移行したことで、より多くの児童を受け入れることができるようになり、令和6年4月時点での待機児童は発生していません。

今後も状況を鑑みながら、必要に応じて施設等と協議を行い、教育・保育の提供体制を充実させていきます。

【施設の状況】

区分		施設名	定員	
幼稚園	公立	松茂幼稚園	210人	
		喜来幼稚園	140人	
	私立	さゆり幼稚園	35人	
保育所	私立	みどり保育園	35人	
		松茂ひまわり保育園	100人	
認定こども園	私立	まつしげ子ども園	保105人／幼15人	
		きららこども園	保90人／幼10人	
			385人	
			135人	
			220人	

(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策

① 1号認定(幼稚園等:幼稚園及び認定こども園を希望している者)

区分		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		101人	98人	95人	88人	86人
②確保方策	特定教育・保育施設	150人	150人	150人	150人	150人
②-①		49人	52人	55人	62人	64人

②2号認定（保育所等：保育所・認定こども園を希望している者）

区分		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		139人	137人	132人	123人	120人
②確保方策	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	139人	139人	139人	139人	139人
	計	139人	139人	139人	139人	139人
②-①		0人	2人	7人	16人	19人

③3号認定（保育所・認定こども園及び地域型保育）

区分		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み	31人	31人	30人	29人	29人
	②確保方策	42人	42人	42人	42人	42人
	推計人口	91人	89人	87人	86人	84人
	利用率	46.2%	47.2%	48.3%	48.8%	50.0%
	②-①	11人	11人	12人	13人	13人
1歳児	①量の見込み	48人	51人	50人	49人	48人
	②確保方策	72人	72人	72人	72人	72人
	推計人口	81人	86人	84人	82人	81人
	利用率	88.9%	83.7%	85.7%	87.8%	88.9%
	②-①	24人	21人	22人	23人	24人
2歳児	①量の見込み	61人	54人	57人	56人	54人
	②確保方策	77人	77人	77人	77人	77人
	推計人口	87人	77人	82人	80人	78人
	利用率	88.5%	100.0%	93.9%	96.3%	98.7%
	②-①	16人	23人	20人	21人	23人

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

①時間外保育事業(延長保育)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日並びに利用時間以外の日及び時間に、保育所、認定こども園などにおいて保育を実施する事業です。

本町では、全ての認可保育施設で実施しており、今後も現行の確保体制を維持します。

区分		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		120人	116人	114人	109人	107人
②確保方策	利用人数	120人	120人	120人	120人	120人
	箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②-①		0人	4人	6人	11人	13人

②放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

就労などにより、保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童クラブなどを利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

本町では、4か所で放課後児童クラブを実施していますが、令和8年度に長原児童クラブが休館となり、以降3か所(松茂、喜来、東部児童クラブ)で実施します。高学年の需要など、現状を把握しつつ、運営方針を検討していきます。

区分		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	低学年	215人	202人	179人	177人	171人
	1年生	67人	61人	54人	64人	55人
	2年生	78人	69人	62人	56人	65人
	3年生	70人	72人	63人	57人	51人
	高学年	59人	55人	55人	50人	46人
	4年生	40人	38人	39人	34人	31人
	5年生	15人	13人	13人	13人	12人
	6年生	4人	4人	3人	3人	3人
	計	274人	257人	234人	227人	217人
②確保方策	利用人数	417人	387人	387人	387人	387人
	箇所数	4か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②-①		143人	130人	153人	160人	170人

放課後児童対策の方針

共働き家庭等が増えるなか、放課後児童対策においては、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごすとともに、家庭の状況などによらず多様な体験・活動を行うことができるよう努める必要があります。国では、新・放課後子ども総合プラン及び放課後対策パッケージをとりまとめ、放課後対策を進めてきました。本町においても、下記の方針に基づいて、今後も引き続き、放課後児童対策に取り組めます。

取り組むべき項目	松茂町の方針
放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	運営方針等、今後も引き続き職員の配置体制や運営体制等を整えていきます。
放課後子ども教室の年度ごとの実施計画	本町では現在放課後子ども教室を実施していませんが、現状を把握しつつ、実施について検討していきます。
連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量	連携型をふまえた放課後子ども教室の実施について検討していきます。
校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量	校内交流型をふまえた放課後子ども教室の実施について検討していきます。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策	可能な限り小学校の余裕教室を活用していけるよう、教育委員会や学校関係者と協議し、学校教育に支障のない範囲で学校施設の積極的な利用について協力を求めています。
放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策	放課後児童クラブの充実を図り、目的を達成できるよう努めます。その際には、教育委員会と福祉課などの関係機関が協議し、連携を図りながら実施を進めます。

③子育て短期支援事業

ショートステイ

保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもを、児童養護施設などに預けて、必要な保護を行う事業です。

現在、町外の児童養護施設及び乳児院4か所で児童の受け入れを行っています。

今後も円滑に事業を提供できるよう、受入体制の確保に努めます。

区分	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12人日	12人日	11人日	11人日	11人日
②確保方策	延べ利用人数	20人日	20人日	20人日	20人日
	箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所
②-①	8人日	8人日	9人日	9人日	9人日

トワイライトステイ

保護者が仕事などの理由により、平日の夜間または休日に不在となり、養育が困難となった子どもを、通所により児童養護施設などで預かる事業です。

現在、町外の児童養護施設及び乳児院4か所で児童の受け入れを行っています。

今後も円滑に事業を提供できるよう、受入体制の確保に努めます。

区分		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
②確保 方策	延べ利用人数	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
	箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②-①		19人日	19人日	19人日	19人日	19人日

④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

本町では、1か所で実施しています。

今後も積極的な声かけにより、一人ひとりの気持ちに寄り添った対応を心がけ、利用しやすい環境を整えることで、さらなる子育て支援の場として拡充させていきます。

区分		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1,917人回	1,865人回	1,872人回	1,835人回	1,798人回
②確保 方策	地域子育て 支援拠点事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	その他	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

⑤一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児等について、主に昼間、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、その他の場所で、一時的に預けることができる事業です。

幼稚園型

現在、町内の幼稚園3か所（松茂幼稚園・喜来幼稚園・さゆり幼稚園）と認定こども園2か所（きららこども園・まつしげ子ども園）で実施しています。

今後も円滑に事業を提供できるよう、現状を把握して維持に努めます。

区分		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1号認定	198人日	192人日	186人日	172人日	168人日
	2号認定	14,036人日	13,617人日	13,146人日	12,255人日	11,889人日
	計	14,234人日	13,809人日	13,332人日	12,427人日	12,057人日
②確保方策	1号認定	250人日	240人日	220人日	195人日	185人日
	2号認定	18,750人日	17,810人日	17,480人日	16,805人日	16,315人日
	計	19,000人日	18,050人日	17,700人日	17,000人日	16,500人日
	箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
②-①		4,766人日	4,241人日	4,368人日	4,573人日	4,443人日

幼稚園型以外

現在、保育所2か所（みどり保育園・松茂ひまわり保育園）と認定こども園2か所（きららこども園・まつしげ子ども園）で実施しています。令和7年度に松茂ひまわり保育園が事業を休止しますが、令和8年度には再開予定です。

就学児童の一時預かりに関しては、ファミリー・サポート・センター事業として実施しています。

区分		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1,020人日	990人日	974人日	932人日	909人日
②確保方策	保育所	700人日	900人日	900人日	900人日	900人日
	ファミリー・サポート・センター	300人日	300人日	300人日	300人日	300人日
	トワイライトステイ ※再掲	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
	計	1,020人日	1,220人日	1,220人日	1,220人日	1,220人日
	箇所数	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②-①		0人日	230人日	246人日	288人日	311人日

就学児のみ（ファミリー・サポート・センター事業）

区分	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	91人日	85人日	78人日	76人日	72人日
②確保方策	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
②-①	9人日	15人日	22人日	24人日	28人日

⑥病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育施設に付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育等を行う事業です。

本町では、徳島県下12市町村における広域連携事業として実施しているため、広域連携区域内の9か所の施設で利用が可能なほか、町内では認定こども園2か所（まつしげ子ども園、きららこども園）でも事業を実施しています。

今後も引き続き、維持・推進できるよう取り組みます。

区分			計画値				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			595人日	578人日	569人日	545人日	530人日
②確保方策	病児・病後児 対応型	延べ人数	211人日	211人日	211人日	211人日	211人日
		箇所数	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
	体調不良児 対応型	延べ人数	480人日	480人日	480人日	480人日	480人日
		箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	非施設型 (訪問型)	延べ人数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
		箇所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
ファミリー・サポート・センター (病児・緊急対応)			5人日	5人日	5人日	5人日	5人日
計			696人日	696人日	696人日	696人日	696人日
②-①			101人日	118人日	127人日	151人日	166人日

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

現在、板野郡5町の共同で実施しています。会員数が減少しており、会員確保のために利用料の補助や報酬改善を行い、利用の促進と提供体制の確保、事業の周知・充実に努めます。

区分			計画値				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の 見込み	一時預 かり	就学前 (保育所)	176 人日	171 人日	168 人日	161 人日	157 人日
		就学児 ※再掲	91 人日	85 人日	78 人日	76 人日	72 人日
	病児・緊急対応		3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	2 人日
	計		270 人日	259 人日	249 人日	240 人日	231 人日
② 確保 方策	一時 預かり	就学前 (保育所) ※再掲	300 人日				
		就学児 ※再掲	100 人日				
	病児・緊急対応 ※再掲		5 人日				
	計		405 人日				
②-①			135 人日	146 人日	156 人日	165 人日	174 人日

⑧利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ、相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

令和7年度にこども家庭センターを開設し、妊産婦や乳幼児の保護者の相談に対応する母子保健と、さまざまな心配ごとを抱えた家庭の相談・虐待やヤングケアラーへの対応をする児童福祉の一体的な支援を実施します。また、母子手帳アプリ「母子モ」を活用することで、松茂町が発信した子育て情報を住民にお届けします。今後も安心して松茂町で妊娠・出産・子育てができるよう、実情やニーズを十分に把握したうえで、子育て情報の周知・充実に努めます。

区分		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策	基本型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	地域子育て相談機関	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	特定型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑨妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現在、県内29か所の医療機関にて実施しています。

今後も妊婦健康診査の確実な受診を促し、妊婦、胎児の健康の保持及び増進に努めます。

区分	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,274人回	1,246人回	1,218人回	1,204人回	1,176人回
②確保方策	実施場所:徳島県全域の契約医療機関(29か所)				

⑩乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に対し、保健師等が家庭を訪問し、体重の測定、育児の相談に応じるとともに、健診や予防接種の案内、子育て支援サービスの情報提供、養育環境などの把握を行う事業です。

今後も全ての家庭に訪問できるよう、維持・推進に取り組めます。

区分	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	91人	89人	87人	86人	84人
②確保方策	実施機関:こども家庭センター 実施体制:保健師1人				

⑪ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。専門的相談支援として、こども家庭センターで実施します。

事業の実施体制は整っているため、引き続き維持に努めます。

区分	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6人	5人	5人	5人	5人
②確保方策	実施機関:こども家庭センター 実施体制:保健師3人				

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等の一部と、未移行私立幼稚園に通う低所得者世帯の副食費を補助する事業です。

対象者は少ないものの、子育て世帯の経済的負担の軽減につながっており、今後も必要に応じて支援していきます。

区分	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3人	3人	3人	3人	2人
②確保方策	3人	3人	3人	3人	2人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育の需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるため、多様な事業者の新規参入支援や私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制を確保する事業です。

現在は事業を実施していませんが、今後、必要に応じて検討していきます。

⑭妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊婦等に対して、面談やその他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談、その他の援助を行う事業です。

妊娠期から切れ目のない支援を行い、安心して育児ができるよう、今後も引き続き支援します。

区分		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		308回	301回	295回	291回	284回
②確保方策	こども家庭センター	350回	350回	350回	350回	350回
	その他業務委託	0回	0回	0回	0回	0回
②-①		42回	49回	55回	59回	66回

⑮乳児等通園支援事業【新規】

保育所等の施設において、満3歳未満の保育所等に入所していない乳幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えとともに、乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに、子育てについての情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

子育て支援センターで令和8年度から実施を予定しています。

区分		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳児	2人	2人	2人	2人	2人
	1歳児	3人	3人	3人	3人	3人
	2歳児	2人	2人	2人	2人	2人
	計	7人	7人	7人	7人	7人
②確保方策	0歳児	0人	2人	2人	2人	2人
	1歳児	0人	3人	3人	3人	3人
	2歳児	0人	2人	2人	2人	2人
	計	0人	7人	7人	7人	7人
②-①		▲7人	0人	0人	0人	0人

※量の見込み及び確保方策については、1日あたりの利用上限(人数)。

⑯産後ケア事業【新規】

出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等、きめ細やかな支援を実施する事業です。

今後も、心身の不調や育児不安等がある方に産後ケア事業を利用していただき、安心して育児ができるよう支援します。

区分	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	57人日	56人日	55人日	54人日	53人日
②確保方策	60人日	60人日	60人日	60人日	60人日
②-①	3人日	4人日	5人日	6人日	7人日

⑰子育て世帯訪問支援事業【新規】

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに、家事及び養育に係る援助、その他の必要な支援を行う事業です。

家事支援等を行うことにより、育児の負担、不安が減少するような支援を行います。

区分	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	46人日	44人日	43人日	41人日	39人日
②確保方策	48人日	48人日	48人日	48人日	48人日
②-①	2人日	4人日	5人日	7人日	9人日

⑱児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言、その他の必要な支援を行う事業です。

現在、本事業の実施予定はありませんが、対象者には他の居場所の案内や相談に応じながら、支援に努めます。

⑲親子関係形成支援事業【新規】

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、その他の必要な支援を行う事業です。

現在、本事業の実施予定はありませんが、家庭訪問や面談を通して、親子関係構築のための助言や情報提供を行っていきます。

(5) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保方策等

幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進に関しては、施設整備（増築及び大規模修繕など）や保護者の利便性などの課題もふまえながら、教育・保育の質・機能の充実、地域全体で子どもを育てていく視点を大切にする必要があります。

子どもたちが何を考え、何を望んでいるのかを一番に考え、子どもたちに質の高い教育・保育の一体的提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた取組を推進します。

① 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育所機能を併せもち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務づけられている施設で、本町には2か所設置しています。

今後も身近な地域で教育・保育を受けることができるよう、地域の実情や既存施設の状況等をふまえて検討を行います。

② 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

特に幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる時期であることに留意し、幼稚園や保育所双方のよさを生かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供します。

また、相談体制の強化を図るとともに、子育てをしている家庭同士や、子育てを卒業した人たちなどとの交流を通じ、情報交換したり悩みを話したり、打ち明け合ったりできる機会づくりを推進します。

それらの実現のために、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、幼児教育・保育に関する専門性を有する指導主事・教育アドバイザー等の配置、人材の確保や処遇改善をはじめとする労働環境への配慮を進めます。

③ 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携についての推進方策

幼児期と学童期における子どもの発達や学びの連続性を確保するためには、小学校・幼稚園・保育所の職員が、ともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

認定こども園・幼稚園・保育所での生活が、小学校以降の生活や学習の基礎になることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、子どもたち一人ひとりの個性と可能性を伸ばし、豊かな人間性とたくましく生きる力を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、認定こども園・幼稚園・保育所と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研修の機会を設け情報共有をする等、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

④子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

国の幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する子どもが無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

本町は、公正かつ適正な支給の確保とともに、給付対象者の利便性等を勘案しつつ、円滑な給付方法を検討し、実施します。



基本方針2 親子の深いつながりの築きと、親が親としての役割を担うための支援

(1) 親子がともに楽しむことのできる地域活動の充実

近年、女性の社会進出により、共働き世帯や核家族が増加して、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況のなかで、子育てに自信がもてない保護者が増加しており、子育て当事者同士の交流や地域とのふれあいにより、子育てに関する悩みや不安を軽減し、子育て家庭だけで子育てをしているのではなく、地域全体に支えられて子育てをしていると実感することが重要となります。

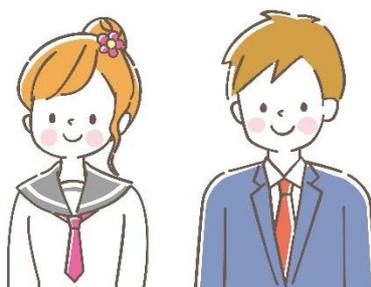
そのため、子育てに関する相談体制を充実させ、地域における親子の居場所の提供や、安心して子育てができる環境づくりを行います。

事業名	地域子育て支援センター事業
担当課	福祉課
事業内容・今後の方向性	<p>子育て中のご家族を支援するため、松茂町地域子育て支援センターを開設しています。家庭で育てている乳幼児とその全ての保護者が気軽に集い、相互に交流を図る場を提供するとともに、育児相談や季節に応じた行事を実施しています。</p> <p>妊婦や里帰り出産で帰省している親子も利用でき、より身近な子育て支援の場となっています。</p> <p>子育て世代の減少により登録者数は減っていますが、利用者数は増加傾向にあり、子育て世代の交流の場として活用され、子育てに対する不安の軽減につながっています。</p> <p>今後も子育て家庭に寄り添った場を提供していきます。</p>

(2) 子育てに関する啓発による、次世代の親の育成

次世代の親となる小学生・中学生などに対し、生命の大切さや子育てをすることの楽しさが実感できるように、知識習得の機会や乳幼児とのふれあいの場などを提供し、子育てや家庭の大切さ、子どもへの愛情を理解するための場づくりを進めます。

事業名	小中学校の授業における子育て・出産に関する教育の推進
担当課	小学校・中学校
事業内容・今後の方向性	<p>総合的な学習の時間を利用し、「生きる力」の育成、「心」の教育、命の尊厳など、体験を重視した授業を行い、次世代の親としての心を育み、子育てに関する知識の習得を図っています。また、日々の学習活動及び「ゆめ・ミライ塾」の講演会などを通して、命の大切さについて考える機会を設けています。</p> <p>小学校では、地域の福祉施設や防災施設、博物館等を見学し、地域と自分との関わりを理解することを通して、よりよい生活を創造していこうとする態度を養います。また「保健指導」により性に関する基礎的・基本的な内容を正しく理解することでお互いに思いやり、自他ともに大切にしようとする態度を養います。</p> <p>中学校では、第1学年の保健体育「性とどう向き合うか」において、異性への関心の高まりを認識し、異性との望ましい関わり方を考えています。第2学年の道徳「他者との人間関係」において男女の特性について理解を深め、お互いの立場や考え方を尊重する態度を養います。第3学年の家庭科「子どもの成長・体の発達」において「受精→妊娠→胎児→出産→保育」の一連の過程を通して、生命誕生や生命継承の意義の理解に努めています。</p> <p>今後も、命の大切さについての講演会を行うなど、教科の枠を超えた学習活動を進めていきます。</p>



事業名	人権教育の推進
担当課	幼稚園・小学校・中学校
事業内容・ 今後の方向性	<p>国や県の人権教育指定研究校を積極的に受諾し、各園・学校で人権教育年間指導計画を作成し、各学年でそれぞれ重点目標を決め、人権をテーマにした学習に取り組んでいます。取組などを通じて、人権意識を育み、人権問題の解決に向けた実践力と行動力を身につける教育の推進を行っています。</p> <p>幼稚園では、人権教育を幼稚園教育の中核に位置づけ、令和2年度からはペップトーク実践園として、自己有用感を育む取組を行っているほか、さまざまな人との関わりのなかで共感・協調の態度を養うなど、互いの人権を尊重する心を育てています。自分の思いをきちんと言葉で伝えるとともに、相手の思いも受け止めることができるよう、繰り返し指導します。</p> <p>小学校では、自他を尊重する豊かな感性を育み、生活のなかの不合理や矛盾に自ら気づき、解決していこうとする態度を養う人権学習に取り組んでいます。</p> <p>中学校では、さまざまな活動において自ら進んで考え、活動する生徒が少なく、特に自主性・向上心・対人関係のスキル面に課題をもつ生徒もいます。学校生活や体験的な学習を通し、人との関わりのなかで、自他の人権を大切にしたい行動ができるよう、今後も環境づくり・学習づくりを進めていきます。</p> <p>学習が実際の生活に生きて働くものになるよう、自分事として一人ひとりがしっかりと考える学びを構築していくとともに、人権問題の解決に向け、今後も教職員の豊かな人権感覚が求められています。</p>

事業名	人権を考える機会の充実
担当課	社会教育課
事業内容・ 今後の方向性	<p>家庭から人権意識を高めていくことを目的に、毎年12月に「松茂町人権の集い」を開催し、人権をテーマとした講演会を実施しています。</p> <p>また、町内小・中学生の人権問題意見発表集「みんなで学ぼう人権問題」を作成し、配布しています。</p> <p>今後も人権問題意見発表集の作成・配布を継続し、また、人権の集いにおける講演会の講師・テーマについて、町民の関心を集められるものを検討し、参加者の増加を図るなど事業を充実させていきます。</p>

事業名	道徳教育の推進
担当課	小学校・中学校
事業内容・ 今後の方向性	<p>各校における課題を明らかにし、道徳教育の重点目標や各学年の指導の重点を明確にし、道徳教育の年間指導計画を作成しています。</p> <p>道徳教育の要としての役割を果たす「道徳科」においては、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むために、問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れています。こうした学習や地域での体験活動を通して、道徳的な判断力や心情、実践意欲や態度を養います。</p> <p>また、道徳の授業時間のみならず、学校全体で道徳教育に取り組んでおり、中学校では校訓「自主・責任・勤労」のもと、人として正しい行い、判断ができる生徒の育成を目指した授業づくりを行っています。</p>

事業名	いのちの教育の推進
担当課	幼稚園・小学校・中学校
事業内容・ 今後の方向性	<p>動植物の育成や世代間交流などの体験学習を通じて、命の大切さを学ぶとともに、地域社会の一員としての意識を育て、心の絆や人間関係を広げる感性を育む教育を実践しています。</p> <p>幼稚園では、身近な動植物の飼育栽培活動やふれあい移動動物園を招き、多種多様な動物にふれることにより、命を慈しもうとする心情を育てています。</p> <p>小学校では、身近な自然の観察や植物の栽培を行うとともに、福祉施設を訪問し、就学前の子どもたちや高齢者の方と交流しています。こうした活動により、自然を大切にするとともに、地域の一員として進んで地域の方々と関わり、人間関係を広げていこうとする意欲を高めています。</p> <p>中学校では、授業だけでなく、命の大切さについての講演会を行っています。今後はこれらの取組をさらに充実させていきます。</p>

事業名	キャリア教育の推進
担当課	小学校・中学校
事業内容・ 今後の方向性	<p>小学校での職場見学や農漁業体験、中学校での職場体験など、地域で営まれている労働を実際に体験することを通じて、働くことの意義と地域への理解を深める体験活動の充実に努めています。さらに、STEAM教育を通して、AI時代を支える人間力を育てるための「6つのC」の目標を掲げています。</p> <p>小学校では、地域にあるスーパーや工場の見学だけではなく、係活動や当番活動を通して「自分の役割を果たすこと」や「働くこと」の大切さについて、理解を深めています。</p> <p>中学校では、2年生時の総合的な学習の時間（松中タイム）のなかで、「働くことや将来について考えよう」をテーマに職業に対する理解を深め、町内の各事業所での職場体験を通して、将来の生き方や進路について考えています。また、「ゆめ・ミライ塾」で多分野で活躍している講師による講演を行っています。</p> <p>児童生徒が自己の生き方や進路の実現に向けて、学んだことを「振り返り」、「見通し」をもつことを繰り返すことができるよう、小学校入学から中学校卒業まで、キャリア・パスポート（「ゆめ・ミライ」実現ノート）の活用を推進します。</p>

事業名	家庭教育の充実
担当課	社会教育課
事業内容・ 今後の方向性	<p>幼稚園・小学校で年に1~2回家庭教育学級を実施し、生命の大切さや生きることの意味について考える機会を設けています。</p> <p>また、各PTAと連携した人権教育講座も年2回開催しています。</p> <p>今後も、幼稚園・小学校、各PTAと連携し、家庭支援学級を通じて、家庭教育の支援体制を構築していきます。</p>

事業名	メディアリテラシー教育の推進
担当課	学校教育課、小学校・中学校
事業内容・ 今後の方向性	<p>今後の ICT メディアの健全な利用の促進を図り、子どもが安全に安心してインターネットや携帯電話などを利用できるようにするため、ICT メディアリテラシー教育を授業のなかで進めています。</p> <p>また、外部講師によるスマホ・ネット安全教室の開催や、長期休業前には、SNSの正しい使い方、犯罪に巻き込まれない方法等を指導しています。</p> <p>さらに、ICT支援員から新しいスキルを指導してもらい、教科等の学習に生かしています。</p> <p>中学校では、特に道徳や技術科のなかでモラル等について学習を進めていきます。</p> <p>今後も学校施設において、ICT 機器の整備を継続すると同時に情報モラル教育を実施できるよう、対応ソフトを組み込み、指導を行います。</p>

(3) 妊娠・出産期における安全確保と親としての心の育成

妊娠・出産期は子どもをもつ喜びと、親としての自覚をもつ大切な時期である一方、心身に急激な変化が生じ、不安や悩みを感じやすい時期でもあります。妊娠・出産に関するケアや支援を充実し、健康面での不安の解消や子育てに関する知識の習得により、精神面が安定するよう支援を充実します。

また、さまざまな社会の変化や女性の社会進出、晩婚化などの影響により、妊娠を考える年齢が上昇するなど理由に、不妊に悩む夫婦が増加傾向にあります。令和4年度から不妊治療が保険適用となったものの、今後も悩みを抱える夫婦等への相談対応（徳島県事業）や、町独自の助成などにより、不安や経済的負担の軽減に努めます。

事業名	妊婦健康診査
担当課	こども家庭センター
事業内容・今後の方向性	<p>妊娠中の健康管理及び費用負担の軽減のため、医療機関で受ける妊婦健診の費用を補助しています。</p> <p>母子健康手帳交付は保健師が対応し、妊娠期の健康管理の説明を行うとともに、受診票の説明及び交付を行っています。交付時にハイリスク妊婦の把握に努め、妊娠期から各関係機関と連携し、個別支援を行っています。妊娠届出数は減少しているものの、医療機関からの連絡、妊娠初期アンケートや受診票に記載されている結果をもとに継続的に支援を行っています。</p> <p>今後も妊婦、胎児の健康確保のため、支援の充実に努めます。</p>

事業名	妊産婦訪問指導
担当課	こども家庭センター
事業内容・今後の方向性	<p>健康診査の結果、保健指導が必要な場合や、訪問指導の希望がある妊婦を対象に、保健師などが訪問して相談・指導を行っています。</p> <p>訪問件数は少ないものの、母子健康手帳交付時にハイリスク妊婦の把握に努め、妊娠期から各関係機関と連携し、個別支援を行っています。医療機関からの連絡、妊娠初期アンケートや受診票に記載されている結果をもとに、必要な方へは妊娠中から産後にかけて家庭訪問を実施しています。</p> <p>産後については産後ケア訪問として、保健師だけでなく助産師による訪問も実施しています。</p> <p>今後も健康で安心して妊娠生活を送ることができるよう、必要に応じて実施します。</p>

事業名	妊婦歯科検診
担当課	保健相談センター
事業内容・今後の方向性	<p>妊娠中の女性が歯周病に罹患している場合、早産や低体重児の出産リスクが高まるといわれています。妊婦の虫歯、歯周病などの疾病予防・早期治療を促すため、医療機関で受ける歯周疾患検診を実施しています。</p> <p>今後も引き続き、事業を継続し、妊婦、胎児の健康確保に努めます。</p>

事業名	育児等健康支援事業(パパママ教室)
担当課	こども家庭センター
事業内容・今後の方向性	<p>妊婦とその夫を対象に、安心して生み育てることができるよう、年3回、助産師による妊娠、出産、産後の生活や育児についての講義や子育て支援センターの紹介・施設見学を行っています。また、保健師による沐浴実習の実施や妊婦体験を通して、育児に対する不安の軽減に努めるとともに妊婦同士の交流の場となっています。</p> <p>今後も、妊娠、出産、育児に必要な知識の習得と妊婦同士の交流、父親の育児参加などを目的に継続して実施するとともに、妊婦を取り巻く環境の変化に応じて、内容を検討していきます。</p>

事業名	不妊相談室
担当課	保健相談センター(徳島県)
事業内容・今後の方向性	<p>徳島県の事業として、現在不妊治療を受けている人、治療を受けたことはないものの、不妊かもしれないと悩んでいる人、どこの医療施設に行けばよいのかわからない人など、不妊に関する悩みの相談を受けつけています。</p> <p>相談内容の大半は特定不妊治療費の申請事務に関するものであるものの、必要に応じて、専門である「徳島県不妊・不育相談室(徳島大学病院)」の紹介を行っています。</p>

事業名	不妊治療助成制度
担当課	保健相談センター
事業内容・今後の方向性	<p>令和4年度から不妊治療が保険適用となったものの、住民から不妊治療の助成についての問い合わせがあることや、不妊治療のニーズが増加している時代の背景等を考慮し、令和6年度から保険適用の生殖補助医療(体外受精・顕微鏡受精・男性不妊治療)を受けた住民に対して、経済的な負担の軽減を図るため、当該治療等に要する費用の一部を助成する不妊治療助成事業を実施しています。</p> <p>ニーズの増加をふまえ、今後も事業を実施し、不妊治療を行っている住民の経済的負担の軽減を図ります。</p>

事業名	不育症治療費等助成事業
担当課	保健相談センター
事業内容・今後の方向性	<p>令和6年度から流産・死産を繰り返す不育症と診断された住民に対して、不育症の検査及び治療に要する費用の一部を助成する、不育症治療費等助成事業を実施しています。妊娠・出産を望む方の経済的な負担の軽減を図るため、今後も事業を継続していきます。</p>

事業名	妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等医療費給付事業
担当課	保健相談センター(徳島県)
事業内容・今後の方向性	<p>妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)などの対象疾病に罹患した妊産婦に対して、入院医療費の助成を行っています。妊産婦からの相談を受けた場合、県の関係機関に連絡し、スムーズに手続きが行われるよう促します。</p>

事業名	助産施設入所制度
担当課	福祉課(徳島県)
事業内容・ 今後の方向性	<p>保健上必要があるにも関わらず、経済的な理由により病院で入院、助産を受けることができない妊産婦を手助けする制度です。</p> <p>妊産婦からの相談を受けた場合、県の関係機関に連絡し、スムーズに手続きが行われるよう促します。</p>



(4) 地域における親の成長に対する見守りと支援の推進

子どもは親をみて学び、成長するため、子どもを育てる親自身の成長が必要不可欠となっています。近年、地域とのつながりの希薄化や家庭環境の多様化、テレビやパソコン、ゲーム機、スマートフォンなどの普及、塾や習い事の機会の増加などにより、生活環境は変化し、子どもが親以外の大人や地域と関わる機会が減少傾向にあります。また、これらを背景に、子育てに関する悩みは多様化、複雑化しています。

悩みや不安の解消に向け、相談窓口の支援体制の強化・充実を図るとともに、親子と地域社会の交流機会を増やすことで、情報交換機能の強化や親子の成長につなぎ、だれもが安心して子育てができるよう努めます。

事業名	放課後児童クラブでの地域交流イベントの開催
担当課	福祉課
事業内容・今後の方向性	放課後児童クラブにおいて、小学生が参加する科学工作教室を毎年実施しています。引き続き、地域の方々と交流する機会を確保し、その内容の充実を検討します。

事業名	相談事業
担当課	福祉課
事業内容・今後の方向性	<p>松茂町内の各認可保育施設や地域子育て支援センターで、育児に関する親の悩みについて相談を受けつけ、親が自分の子育てに自信をもつことができるようサポートしています。</p> <p>相談があった場合、他の職員とも連携を図りながら、可能な限りその場で解決できるよう対応しています。親の思いを受け止めることからはじめ、相談内容によっては関係機関の紹介を行っています。穏やかな気持ちで話し合えるよう、今後も、相談しやすい環境を維持していくことに努めます。</p>

事業名	乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)
担当課	こども家庭センター
事業内容・今後の方向性	<p>生後2か月頃に保健師が訪問し、体重計測や育児相談に対応するとともに、健診や予防接種の案内や子育て支援サービスなどの子育て支援情報を伝えていきます。</p> <p>出生数の減少に伴い、訪問件数は減少していますが、訪問率は高い水準で維持しています。長期入院や長期里帰りの方への訪問ができない場合があるものの、他の母子保健事業で必ず関わるよう努めています。</p> <p>今後も訪問を通じて育児不安の軽減や虐待防止に努めます。</p>

基本方針3 多様な家庭に対する柔軟な子育て支援

(1) 地域における柔軟できめ細やかな子育て支援の充実

多様化する子育て家庭の状況に応じて、従来の保育事業に加え、地域の人的資源を生かした多様な育児支援サービスを提供します。保育所などの教育・保育施設だけでは対応できないきめ細やかな点についても、柔軟な対応を図ります。

事業名	幼児教育・保育の無償化
担当課	福祉課、学校教育課
事業内容・今後の方向性	<p>令和元年10月に幼児教育・保育の無償化が開始されたことにより、1号認定の子どもは満3歳から、2号認定の子どもは3歳児から利用料(保育料)は無償となっています。認可外保育施設や預かり保育事業等も条件つきで無償の対象となっています。</p> <p>また、令和7年9月から認可保育施設の保育料無償化の範囲を全年齢(0歳から5歳児)に拡大して、さらなる保護者の経済的負担の軽減に繋げていきます。</p>

事業名	給食費の負担軽減
担当課	福祉課、学校教育課
事業内容・今後の方向性	<p>第2子以降の給食費(主食費・副食費)の無償化を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図っています。</p> <p>今後も国や県の動向をふまえて、給食費の決定を行います。</p>

事業名	おむつ赤飯の配布
担当課	福祉課
事業内容・今後の方向性	<p>令和元年度から、出生届提出の際に、人気のおむつメーカー4社の新生児用紙おむつが試せる「おむつ赤飯」を配布しています。好評を得ていることから、引き続き「おむつ赤飯」を配布します。</p>

事業名	梨の木で作ったスプーンの配布
担当課	チャレンジ課
事業内容・今後の方向性	<p>出生した子どもを対象に、町の特産品である「梨」の木で作ったスプーンに、赤ちゃんの名前と誕生日を刻印し、訪問または健診の際に配布しています。好評を得ていることから、引き続き「梨」の木で作ったスプーンを配布します。</p>

※再掲

事業名	一時預かり事業 ※P29参照	担当課	福祉課
事業名	病児・病後児保育事業 ※P30参照	担当課	福祉課
事業名	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) ※P31参照	担当課	福祉課
事業名	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) ※P27参照	担当課	福祉課

(2) 就労と子育ての両立を可能とする社会の形成

国では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」をまとめ、男性の育児参加の促進、多様な働き方の支援などに社会全体で取り組むこととしています。

子育てをする親が、多様な保育サービスや充実した放課後児童対策により、仕事と子育てを両立しながら、なおかつ安心して働くことができるよう、環境の整備に努めます。

また、子育て家庭に配慮した企業の取組が促進されるよう働きかけ、男女ともに就労と子育てが両立できるような社会の形成に努めます。

事業名	乳児保育
担当課	福祉課
事業内容・今後の方向性	松茂町の認可保育施設で、生後2か月児から乳児保育を行っています。0歳児については、例年秋ごろに待機児童が発生していますが、翌年4月には待機児童は解消しています。 また、認定こども園の移行に伴う施設整備は令和4年度に完了し、定員を拡大しています。今後も現行の確保体制を維持していきます。

事業名	柔軟な働き方の推進
担当課	福祉課
事業内容・今後の方向性	フレックスタイム制やテレワーク、時短勤務など、子育て世帯等がライフスタイルやニーズに合わせて柔軟な働き方を選択でき、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるよう、その考え方や多様な選択肢の存在、それを支える法制度やサービスについて、情報を提供します。

事業名	育児休業制度の普及・利用の促進
担当課	福祉課
事業内容・今後の方向性	育児休業制度や育児休業給付制度についての広報・周知を図り、利用を促進します。男性の育児休業取得者が14.6%と女性の61.6%と比べて低いことから、男性の育児休業取得の利用促進について、情報を提供します。

※再掲

事業名	通常保育 ※P24参照	担当課	福祉課
事業名	時間外保育事業（延長保育） ※P26参照	担当課	福祉課
事業名	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ※P27参照	担当課	福祉課
事業名	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ※P26参照	担当課	福祉課
事業名	一時預かり事業（幼稚園型） ※P29参照	担当課	学校教育課

(3) 支援を必要とする児童や家庭へのきめ細やかな対応

発達への不安や障がいのある子どもがいる家庭、ひとり親家庭など、生活を送る上で支援が必要な家庭や困難を抱えている家庭に対し、経済的支援を含む、きめ細やかな支援や対応を行っています。

また、いじめや不登校に関する相談機能の充実を図ることで、児童・生徒の心の安定を図るとともに、問題行動の未然防止と早期解決に努めます。

①障がいをもつ子どもがいる家庭への支援

令和3年3月に策定した「第3次松茂町障がい者計画」と整合性を図りながら、障がいをもつ子どもや家庭が必要とするサービスの提供と支援を行っています。

また、町内の特別支援学級における学習活動や活動成果を活用し、障がいのある幼児・児童生徒への教育の充実に努めるとともに、保護者の意見を尊重した適切な教育支援に努めます。

担当課	福祉課
事業内容・今後の方向性	障がいをもつ子どもへの各種制度について、ホームページ等で周知を行うとともに、関係機関と連携して、療育が必要な子どもに対し制度の周知を図り、利用を促進しています。 また、医療的ケア児対応マニュアルを活用し、対象児童が各種制度を受けられるよう周知していきます。

主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援・放課後等デイサービス ● 障がい児(者)短期入所事業 ● ホームヘルプサービス事業 ● 補装具の交付・修理 ● 日常生活用具の給付

手当等
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい児福祉手当 ● 特別児童扶養手当 ● 重度心身障がい者(児)医療費助成事業 ● 育成医療給付(自立支援医療費) ● 松茂町福祉手当

②外国につながる幼児や保護者への支援

外国籍の保護者や外国から帰国した子どもなど、外国につながる幼児等が円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ関係部署と連携して、地域における人数等の状況や各施設での受入について可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制を確保する必要があります。

本町では、教育・保育を利用する際には、その子どもと保護者が使用可能な言語に配慮した案内を行うなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。

担当課	福祉課、学校教育課
事業内容・今後の方向性	外国籍の保護者をもつ子ども等が教育保育施設を利用したい場合は、施設と連携し、利用への支援を行っています。スマートフォンアプリの翻訳機能を使用し、効率的な支援を行っています。

③ひとり親家庭への支援

本町のひとり親家庭は増加傾向にあり、令和6年では140世帯となっています。ひとり親家庭では、家事や育児、仕事を全てひとりで担うことによる負担に加え、経済的な負担を抱えることとなります。

本町ではひとり親家庭が安心して生活を送ることができるよう、「子育て・生活支援策」「就業支援策」「養育費の確保策」「経済的支援策」など、就業・自立に向けた総合的な支援を行っており、必要に応じて、県や関連機関へつなげる役割を担っています。

事業名	児童扶養手当
担当課	福祉課(徳島県)
事業内容・今後の方向性	父母の離婚、死亡、未婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。また、父母に一定の障がいがある場合も対象となります。支給期間は、対象児童が18歳に達した年度末(政令で定める障がいのある児童の場合は20歳)までです。 引き続き、対象となる方に周知していきます。

事業名	ひとり親家庭等医療費助成
担当課	福祉課(徳島県)
事業内容・今後の方向性	ひとり親家庭の方が入院した場合、安心して医療が受けられるよう、保険医療費の自己負担分の助成を行っています。 「子どもはぐくみ医療費助成制度(乳幼児医療費助成制度)」の対象範囲が高校生までに拡大されたことに伴い、児童の利用はほとんどないものの、負担額の大きい保護者の入院時の医療費助成については、今後も助成を継続し、通院時の医療費助成については、令和7年10月から助成を開始します。

事業名	家庭生活支援員の派遣
担当課	福祉課(徳島県)
事業内容・ 今後の方向性	<p>不定期の残業や休日出勤、疾病などの理由で一時的に生活援助や保育サービスが必要となったひとり親家庭などに対し、家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助や乳幼児、児童の保育などを行っています。</p> <p>窓口で相談があった場合は、県の担当機関につなぐ役割を担っており、今後も県と連携し、派遣を行います。</p>

事業名	母子生活支援施設入所
担当課	福祉課(徳島県)
事業内容・ 今後の方向性	<p>18歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の母親が、生活上の問題等で子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に利用できる児童福祉施設です。利用が必要な家庭を把握した場合は、速やかに県の担当機関につなぐ役割を担っています。</p>

④未熟児や疾病を抱える子どもや家庭への支援

未熟児や疾病を抱えている子どもやその家庭への経済的支援や相談対応により、経済的負担や不安等の軽減を図ります。

事業名	養育医療給付
担当課	こども家庭センター
事業内容・ 今後の方向性	<p>出生時体重が 2,000g 以下、もしくは生活力が特に薄弱であって呼吸器及び循環器系、消化器系等に症状を示す未熟児に対し、養育医療の給付を行っています。</p> <p>小児医療技術の進歩により、以前は助からなかった病気が救命できるようになりましたが、長期にわたり医療措置を要する児がいるため、今後も経済的負担の軽減に努めます。</p>

事業名	小児慢性特定疾患治療研究事業
担当課	福祉課
事業内容・ 今後の方向性	<p>悪性新生物、慢性心疾患、血友病などの特定の疾患にかかっている児童に対し、自己負担分の医療費の給付を行っています。</p> <p>事業主体は県となっており、必要に応じて県の担当機関につなぐ役割を担っています。</p>

事業名	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
担当課	保健相談センター
事業内容・ 今後の方向性	<p>在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的として実施しています。今後も引き続き支援ができるよう事業を実施します。</p>

事業名	未熟児、低体重児訪問指導
担当課	こども家庭センター
事業内容・今後の方向性	未熟児、低出生体重児は生理的に発達が十分でないこともあり、保護者が育児不安や負担感を感じやすくなる可能性があります。保健師または助産師が自宅や里帰り先を訪問し、身体計測にて児の成長を保護者とともに確認し、相談に応じています。定期的に保健相談センターでも計測が実施できることを伝え、母子保健事業の紹介等も実施しており、今後も育児不安の軽減、虐待予防に努めます。

⑤発達に不安がある子どもをもつ家庭への支援

事業名	フォローアップ教室(どんぐり教室)
担当課	こども家庭センター
事業内容・今後の方向性	<p>1歳6か月児健診や2歳児歯科検診、3歳児健診で、言葉などの発達面で経過観察が必要な幼児や育児不安のある保護者を対象に、フォローアップ教室を通して経過観察を実施しています。必要に応じて保健相談センターで実施している発達相談につなげたり、療育施設等の紹介をしています。</p> <p>児童の発達を観察し、必要に応じて児童相談所や療育施設等の紹介を行うことで、早期療育につなげるとともに、保育所、幼稚園など、次の段階へスムーズにつながるよう支援します。</p>

⑥いじめの対応や不登校児童生徒への支援

事業名	不登校児童生徒への対応
担当課	学校教育課、こども家庭センター
事業内容・今後の方向性	<p>不登校の時期が長くなると、親子ともに支援を拒否する傾向にあり、親子関係悪化にもつながることから、支援者が早期に関わるのが重要です。</p> <p>適応指導教室の設置や各学校での別室登校(松茂中学校のあすなろ教室)等による支援を行っています。適応指導教室に家庭と学校をつなぐ指導員を配置し、不登校児童生徒に対して、適応指導教室と学校、教育委員会が連携し、学校復帰の指導及び援助を行っています。</p> <p>また「不登校児童生徒に関する連絡会」を開催し、関係機関との連携を図っています。さらに、今後は、家族以外との関わりをもたない不登校児童に対して、訪問等を通して関わりをもち、相談の場や社会との関わりを提供します。</p>

事業名	相談機能の拡充
担当課	学校教育課、こども家庭センター
事業内容・今後の方向性	県からのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置に加え、心の教室相談員を配置し、児童生徒・保護者からの相談に対応しています。家庭や子どもからの相談に対応するため、ソーシャルワーカーや心の教室と連携し、相談機能を充実させるとともに、いじめ・不登校の未然防止と早期対応を図ります。

事業名	関係機関の連携強化
担当課	学校教育課、こども家庭センター
事業内容・ 今後の方向性	<p>支援を必要とする子どもや家庭には、スクールソーシャルワーカーをはじめとする相談専門窓口を設け、福祉部門との連携を強化し、支援を進めるとともに、ケース会議などを活用し、医療機関等、必要な機関との連携を深めます。またこれらに加え、こども家庭センターも家族や子どもからの相談に対応しています。</p> <p>問題行動や非行の防止には、県警察少年サポートセンターと県教育委員会を中心に、関係機関で組織する阿波っ子スクールサポートチーム(ASST)と連携し、児童生徒、学校及び保護者を支援します。学校だけでは解決が困難な問題行動についても、阿波っ子スクールサポートチームの支援を受け、解決に取り組んでいます。</p>



(4) 子どもの貧困対策計画

国では、『子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る』ことを目的に、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、平成26年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。令和元年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、市町村において子どもの貧困対策についての計画を策定する努力義務が課せられました。その後、令和元年9月に「改正子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、これに沿って大綱の見直しも行われました。

令和6年6月には、法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」へと改正され、目的が『貧困により、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう』にすることへと変更されました。

本町においても、「松茂町子ども・子育て支援事業計画（第3期）」の策定に合わせて、「子どもの貧困対策計画」を一体的に策定するものとし、「教育支援」「生活支援」「保護者の就労支援」「経済的支援」を柱に、親の妊娠・出産期からの切れ目のない支援について、関係各課や民間団体と連携を図り、取り組んでいきます。

①教育の支援

幼児期から小・中学校まで切れ目のない教育支援を行うことで、全ての子どもが安心して質の高い教育を受けられるよう、各事業を推進します。経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費等の援助を行う就学援助を実施し、小・中学校における義務教育の円滑な実施を図っています。

- ・幼児教育・保育の無償化の推進
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・小中学生に対する就学援助
- ・放課後児童クラブにおける学習支援
- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置
- ・『子ども「家庭と学び」のサポート事業（徳島県事業）』の情報提供

②生活の支援

妊娠期から出産後の継続的支援を行い、安定的な生活が営めるよう支援を行ってだけでなく、ひとり親家庭への生活支援等も含めて包括的な支援ができるよう、各事業を推進します。

- ・妊産婦訪問指導、助産施設入所制度の手続き等、親の妊娠・出産期における安全確保と育児相談を充実する
- ・『ひとり親家庭への家庭生活支援員の派遣（徳島県事業）』に関する情報提供、相談に応じる

③保護者の就労支援

所得向上と生活の安定を図るため、ハローワーク等の関係機関と連携して就労支援を行うなど、各事業を推進します。

- ・生活保護世帯、ひとり親世帯に対するハローワークとの連携による就労支援を行う
- ・生活保護世帯、ひとり親世帯等の子どもの保育所等への入所手続きを進めることによって、就労へつなげていく

④経済的支援

子育て家庭の経済的・心理的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、各事業を推進します。

- ・教育費負担軽減の一環として、幼児教育・保育の無償化に伴う給食費（主食・副食費）の無償化（低所得者世帯と第2子以降の子どもが対象）
- ・第3子以降の保育料の無償化⇒令和7年9月から「第1子以降の保育料の無償化」に拡大
- ・児童扶養手当制度
- ・ひとり親家庭等医療費助成金事業
- ・ひとり親家庭における福祉手当の支給
- ・『母子父子寡婦福祉資金（母子寡婦福祉連合会事業）』に関する情報提供、相談対応
- ・子ども食堂実施事業者への補助金の交付による、子ども食堂の安定的な運営促進と子どもの居場所確保



基本方針4 子どもの豊かな育ちを支援する環境づくり

(1) 子どもの健やかな成長の確保と増進

妊娠・出産期から乳幼児期における健康診査や保健指導の実施・充実を図ることは、子どもが健やかに生まれ、成長していくために必要不可欠です。

本町では、乳幼児健診等の機会を通じて、育児や栄養に関する相談事業を行うとともに、親が子どもの健康について正しい知識を習得できる機会となるよう、講習会や情報提供を行っています。

また、次代の親となる世代に対しても、関係機関と連携し、非行防止や薬物乱用防止教育を実施しています。

事業名	乳児健診
担当課	こども家庭センター
事業内容・ 今後の方向性	<p>【医療機関健診】</p> <p>心身の異常を早期に発見するため、県内の医療機関に委託して実施しています。1歳未満の乳児が対象で、1人につき受診票を3枚交付しています。受診票により、健診結果と保健指導が必要なケースについては、医療機関と連携して実施しています。医療機関からの連絡、受診票に記載されている結果をもとに継続的に支援を行っています。</p> <p>【集団健診】</p> <p>主に生後6～8か月児を対象に、病気の早期発見、発育・発達状況を確認するため、小児科医による診察、身体計測、乳児の健康・栄養・乳歯についての相談を行っています。</p> <p>今後も受診率の向上に努めるとともに、未受診者に対しては、電話や訪問、来所相談等を実施して個別に対応し、受診率の向上及び未受診者対策に努めます。</p>

事業名	股関節脱臼検診
担当課	こども家庭センター
事業内容・ 今後の方向性	<p>股関節脱臼を早期に発見し治療につなげるために、乳児を対象に専門医による検診を実施しています。今後も受診率の向上、未受診者対策に努めます。</p>

事業名	1歳6か月児健康診査
担当課	こども家庭センター
事業内容・ 今後の方向性	<p>1歳5か月～2歳未満の幼児を対象に、小児科医による診察、歯科検診、身体計測、保健指導、栄養相談、集団歯科指導を実施しています。未受診者に対しては再勧奨するとともに、電話や訪問、保育所訪問、来所相談等を実施して個別に対応しています。</p> <p>引き続き、受診率向上に向けて未受診者対策に努めるとともに、発達面で経過観察が必要な幼児や育児不安のある家庭については、必要に応じてフォローアップ教室(どんぐり教室)や発達相談等の案内を行います。</p>

事業名	聴こえの確認検査
担当課	こども家庭センター
事業内容・今後の方向性	1才6か月児健康診査を受診後に、耳の聴こえやことばが気になる幼児を対象に、聴覚支援学校の先生による聴こえの確認検査を実施しています。 今後も事業を継続し、支援をしていきます。

事業名	2歳児歯科健診(フッ化物塗布推進事業)
担当課	こども家庭センター
事業内容・今後の方向性	2歳2か月～3歳未満の幼児を対象に、歯科検診、歯科相談、歯科保健指導、希望者に対してはフッ素塗布を行っています。また、歯科以外にも身体計測、育児相談、保健指導、発達相談支援員によることばと発達の相談のブースを設け、発達や養育状況の確認も行っています。 今後も歯科疾患の早期発見、早期指導を行い、虫歯予防に取り組み、虫歯保有者の減少に努めます。健診未受診者に対しては、再勧奨するとともに電話や訪問、来所相談等を実施して個別に対応し、受診率の向上、未受診者対策に努めます。

事業名	3歳児健康診査
担当課	こども家庭センター
事業内容・今後の方向性	3歳2か月～4歳未満の幼児を対象に、小児科医による診察、歯科検診、身体計測、幼児の健康・栄養相談、歯科相談、保健指導などに加え、スポットビジョンスクリーナーを導入し、健診会場で視力検査を実施しています。未受診者に対しては、再勧奨するとともに、電話や訪問、保育所訪問、来所相談等を実施して、個別に対応し、受診率の向上、未受診者対策に努めます。 発達面で経過観察が必要な幼児や育児不安のある家庭については、必要に応じてフォローアップ教室(どんぐり教室)や発達相談等の案内を行います。

事業名	訪問指導
担当課	こども家庭センター
事業内容・今後の方向性	保健師が家庭を訪問し、保健指導、育児相談を行っています。また、乳幼児健診未受診の方を訪問し、個別に対応、状況を把握しています。 今後も訪問指導を行い、育児不安の軽減、健診未受診者の把握に努めます。

事業名	育児相談
担当課	こども家庭センター
事業内容・今後の方向性	乳幼児をもつ保護者を対象に偶数月の第3月曜日に保健相談センターで身体計測、保健師・栄養士・歯科衛生士による育児、栄養・歯についての相談を実施しています。また、電話や来所による相談も随時受けつけています。 今後も育児不安の軽減と個別支援を行い、育児不安の軽減を図ります。

事業名	子どもはぐくみ医療費助成制度(乳幼児医療費助成制度)
担当課	福祉課
事業内容・ 今後の方向性	<p>助成対象が高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の子どもに係る医療費の一部を助成しており、令和6年度からは保護者の自己負担額が無償となるよう、助成範囲を拡大しています。</p> <p>医療費を助成することで疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るとともに、広報や町ホームページ等を活用して、制度の周知に努めます。</p>

事業名	児童手当
担当課	福祉課
事業内容・ 今後の方向性	<p>高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方へ、児童手当の支給を行っています。</p> <p>今後も子育て家庭の経済的負担を軽減し、生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、経済的支援を行います。</p>

事業名	ファミリー・サポート・センター利用補助
担当課	福祉課
事業内容・ 今後の方向性	<p>ファミリー・サポート・センターに登録している、援助をお願いしたい人(依頼会員)の利用料の補助を行うとともに、育児の援助を行いたい人(提供会員)の報酬も上乘せして補助を実施しています。</p> <p>今後も地域の実情やニーズを十分に把握し、事業の周知・充実に努めます。</p>

事業名	子ども食堂運営支援
担当課	福祉課
事業内容・ 今後の方向性	<p>地域における子どもの居場所づくり及び子育て支援を目的として、子ども食堂が安定して運営できるよう、子ども食堂を運営している団体等に対して、事業に要する費用の一部を補助しています。</p> <p>今後も引き続き、子どもが安心して過ごせる居場所づくりや保護者の経済的負担の軽減に努めます。</p>

事業名	育児教室・離乳食講習
担当課	こども家庭センター
事業内容・ 今後の方向性	<p>3~8か月児の乳児をもつ保護者を対象に、年に4回(1コース3回)離乳食の進め方や乳幼児期の病気・事故予防、歯磨き指導について講習を行い、育児の疑問や不安の軽減を図っています。</p> <p>育児教室への参加は、子育て中の親同士の交流の場の提供にもなっています。また、子育て支援センターの紹介や子どもへの遊びも実施しています。</p> <p>今後も楽しい子育てができるよう、教室内容の充実に努めます。</p>

事業名	栄養相談
担当課	保健相談センター
事業内容・今後の方向性	乳幼児・小学生の保護者を対象に、電話や来所による栄養相談を随時実施しています。幼少期からよりよい生活習慣を身につけてもらえるよう、今後も個別支援を行います。

事業名	小児肥満・生活習慣病の予防とアレルギー対応
担当課	小学校・中学校、学校教育課、給食センター
事業内容・今後の方向性	<p>健診で肥満と判定された子どもには、指定された医療機関への受診を勧め、生活指導や検査を実施するよう依頼しています。</p> <p>また、医療関係者やPTA代表、学校関係者等が集まり小児肥満や生活習慣等について協議する場として、学校保健委員会を年1回開催しています。その内容について「学校保健委員会だより」で保護者への啓発・周知を行っています。引き続き、学校医代表・学校歯科医代表・学校薬剤師代表の専門的な助言を受け、健康教育を推進していきます。</p> <p>アレルギー対応については、松茂町アレルギー対応マニュアルに沿って、毎年、共通理解のための職員会を年度はじめに実施し、養護教諭、学校給食担当者と協議を重ね、アレルギー対応を実施しています。今後も毎年1回の保護者との面談を軸に、安全で安心な食事を提供していきます。</p>

事業名	食育の推進
担当課	給食センター
事業内容・今後の方向性	<p>松茂町学校食育の推進と児童生徒の発達に応じた体系的・系統的な食育の継続と充実を図ることを目的に、小学校3学年と中学校2学年において、担任教諭と栄養教諭・学校栄養職員が食の授業を実施しています。また、小学校の給食時間に計画的に各学級を訪問し、学年に応じた「食の指導」を実施しています。</p> <p>今後も、児童生徒の食への関心が深まるような「食の授業」の実施や、学年に応じた「食の指導」の実施に努めます。また、「松茂町食育推進計画」に基づいて食育を推進します。</p>

事業名	学校給食の充実
担当課	給食センター
事業内容・今後の方向性	<p>松茂町の特産品を活用した学校給食レシピコンクールを毎年秋に行い、入賞献立は、全国学校給食週間中に実際の学校給食献立として提供しています。また、毎月19日は「学校食育の日」として、徳島県や松茂町の特産品を活用した学校給食を提供するとともに、七夕・節分・ひなまつり等の行事食も提供しています。</p> <p>今後も、学校給食が生きた教材として活用されるよう、学校給食における地産地消を推進します。さらに、地域の郷土食や行事食を提供し、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めるよう努めます。</p>

事業名	「早寝早起き朝ごはん運動」の推進
担当課	社会教育課
事業内容・ 今後の方向性	<p>「早寝早起き朝ごはんフォーラム事業」「早寝早起き朝ごはん推進校事業」等、文部科学省生涯学習政策局の推進する事業を各校へ周知し、活動の普及に取り組んでいます。幼稚園においても食育に取り組んでおり、朝ごはんの重要性を周知しています。</p> <p>引き続き、子どもの生活リズムの向上を目指し、「早寝早起き朝ごはん運動」の普及を図ります。</p>

事業名	薬物乱用防止教育の推進
担当課	学校教育課
事業内容・ 今後の方向性	<p>インターネットやスマートフォン、SNS の普及により、薬物等が身近になっており、その乱用が低年齢化しています。飲酒・喫煙・薬物乱用に関する正しい理解と望ましい行動選択ができる児童生徒の育成を目指し、警察などと連携して、毎年研修会を実施します。</p> <p>今後も、警察や保健所に講師派遣を依頼して薬物乱用防止教室を実施し、心身に及ぼす影響や社会的な影響だけでなく、自分や周りの大切な人の未来も奪ってしまうということを学ぶ機会となるよう努めます。</p>

事業名	非行防止体制の充実
担当課	社会教育課
事業内容・ 今後の方向性	<p>学校、地域団体、商店街、企業などが連携して、青少年の非行を早期に発見・指導する体制の充実を図っています。また、松茂町青少年健全育成町民会議にて、学校関係者・地域団体・警察・育成センター・行政の連携を図っています。</p> <p>引き続き、関係団体との情報共有の場を設け、連携強化に努めます。</p>

(2) 子どもがのびのびと豊かな心を育むことのできる社会環境の充実

松茂町の未来の担い手である子どもたちが、豊かな人間性と社会性を育むことはとても重要です。

子どもたちを地域社会全体で見守る体制の構築や、子どもの居場所となる施設整備の推進など、子どもにとって魅力的な環境づくりに取り組みます。

また、他者を思いやる心を培う道徳教育や郷土学習、文化芸術に関する学習や体験活動を通じて、子どもたちの豊かな心を育みます。

事業名	青少年の居場所づくりの推進
担当課	社会教育課
事業内容・今後の方向性	青少年が放課後などを地域で気軽に過ごし、社会性・自発性・創造性を身につける拠点として、総合会館、図書館、資料館、運動施設等があります。 青少年が安心して利活用できるよう、計画的に各施設の長寿命化を進めます。

事業名	子ども会の活動推進事業
担当課	社会教育課
事業内容・今後の方向性	子ども会は、遊びを中心とする集団活動を通じ、人間性豊かな子どもを育てるために、地域の大人が協力して育成する異年齢の子どもの集団組織です。遠足やスポーツ大会等のイベントを開催し、単位子ども会の交流を図っています。 子どもの減少とともに、子ども会も減少傾向にありますが、行事の見直しにより子ども会への関心を高めたり、講習会を通して保護者への育成指導を行ったりすることで、子ども会の充実を目指します。

事業名	学校支援地域本部事業
担当課	社会教育課
事業内容・今後の方向性	学生支援のボランティア活動（大学生ボランティア確保の段取り、ボランティア保険加入手続等）を実施しています。 学校支援地域コーディネーター・人材バンクの活用、地域団体・生涯学習団体との連携強化により、地域全体の教育力の一層の向上を図ります。 引き続き、学生ボランティア支援事業の推進により、教員が児童・生徒と向き合う時間を確保し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりに努めます。また、ボランティアカタログの作成を進めており、見やすいメニューで担い手のニーズへの対応や、募集に二次元コードを使用するなど、新しい人材の取り込みに努めます。

事業名	学校地域教育推進事業
担当課	社会教育課
事業内容・今後の方向性	松茂町の人材バンク登録者による子ども体験活動として、各種教室を開催しています。子育て啓発リーフレット（年2回発行）、子どもカルチャー教室（6教室×10回）、親子物作り教室（10教室）、子ども自然探検隊（6教室）を実施しています。学校地域推進協議会（年2回）は、令和6年度からコミュニティスクール（学校運営協議会）と統合し、地域と学校の連携を強化しています。 参加者が減少している講座や、指導者が不足している講座などがあり、今後は講座内容の適宜見直しを行い、指導者の確保を検討していきます。また、協議会を開催し、地域と学校の連携を強化していきます。

事業名	幼児教育の充実
担当課	学校教育課
事業内容・今後の方向性	<p>幼稚園において、各家庭で幼児期における基本的な生活習慣や社会性を身につける基礎づくりを支援しています。また、重要な幼児教育の1つである幼児教育と学校教育の円滑な接続に向け、「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」を作成し、連携を図っています。また、令和6年度及び令和7年度は県の「学びのかけ橋プロジェクト」の推進地域として、幼保・小・中学校の連携・接続の体制づくりにより一層努めます。</p> <p>町立幼稚園には、特別支援の専門知識をもった特別支援相談員を配置しています。それぞれの園の実情に応じ、ボランティアの拡充をはじめとする運営体制の充実を図るとともに、関係各課と連携して、新たに幼児教育の大切さについて広く地域住民への啓発活動を展開します。</p>

事業名	総合的な学習の時間の支援
担当課	小学校・中学校
事業内容・今後の方向性	<p>総合的な学習の時間において、地域の福祉施設や防災施設、資料館等を見学し、地域社会と関わるなかで、自分なりの考え方や生き方を見つめ、よりよく生きていこうとする態度を養います。</p> <p>福祉施設との交流等を通して、自分で課題を見つけ、追求し、課題解決できる力を育てています。また、自己を見つめ、自分の生き方について考える機会を設定しています。</p> <p>また、SDGsの観点からエネルギー問題や食糧問題について教科横断的な学習を通して自らの考えをもち、自分なりの解決を探っていく学習を進めています。</p> <p>今後も STEAM 教育など、技術の進展に応じた教育革新の導入・実践をさらに推進します。</p>

事業名	教育相談
担当課	学校教育課
事業内容・今後の方向性	<p>児童・生徒の学業、学校生活、行動など教育に関することについて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置をはじめとする専門的相談体制や、心の教室相談員を配置した相談対応ができる体制を整えています。</p>

事業名	放課後児童クラブにおける学習支援
担当課	福祉課
事業内容・今後の方向性	<p>学習支援事業として、放課後児童クラブの児童を対象に学校の宿題の支援を行っています。児童が自ら進んで宿題に取り組むことで、学習が生活習慣の一部として身につくことをサポートしています。</p> <p>今後も場所や運営体制等について、よりよい学習支援ができるよう検討していきます。</p>

(3) 安全・安心に子どもが育つ地域の形成

全国的に増加する子どもを対象とした犯罪等について、犯罪の防止をはじめ、安全・安心に過ごすことのできる生活環境の整備に加え、子どもの犯罪や非行の防止を地域全体で推進します。

また、児童虐待は子どもの最も重要な人権である生命・身体的自由をおびやかす行為です。その要因のひとつである、家庭内や地域から孤立した子育てになることがないように、健診の機会等を活用した相談機能の充実や、関係機関での連携を強化し、早期発見・早期対応・未然防止に努めます。

事業名	地域ぐるみの健全育成運動の展開
担当課	社会教育課
事業内容・今後の方向性	<p>各小・中学生の非行防止意見発表や講演会、中学2年生による「少年の日記念大会」などを実施しています。</p> <p>非行防止決起大会については、意見発表者以外の子ども・保護者の参加が少ないことから、町民の関心を集められるよう、講師の選定や広報に努めます。</p> <p>また、子どもの体験活動など、幅広い世代間が交流する機会を図ります。</p>

事業名	防災体制・教育の充実
担当課	学校教育課、福祉課
事業内容・今後の方向性	<p>徳島県教育委員会の「学校防災管理マニュアル」に基づき、各学校・幼稚園の防災計画を作成するとともに、防災を学ぶ授業や地震・津波・火災を想定した避難訓練の実施など、防災体制・教育の充実を図っています。</p> <p>町立幼稚園・小学校・中学校が系統的に防災について学べるよう「松茂町学校防災推進会議」を組織し、各学校・幼稚園が情報共有を行い、統一的な防災体制・教育の充実を図ります。</p> <p>各保育所・認定こども園においても、大規模災害に備え、松茂町地域防災計画などに基づき、平常時から防災体制の強化を推進します。</p>

事業名	虐待防止・ヤングケアラー・ダブルケアラーへの対応
担当課	こども家庭センター、地域包括支援センター
事業内容・今後の方向性	<p>家庭内で虐待の被害に遭っている児童や、虐待をしまっている親からの電話相談、虐待を発見した人からの通告を受けつけ、虐待の早期発見・早期対応に努めています。また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーや子育てと親族等の介護を同時に行うダブルケアラーの相談にも応じています。特に見守りが必要な子どもについては、松茂町要保護児童対策地域協議会におけるケース会議等にて関係機関と連携を図っています。</p> <p>今後はこども家庭センターが虐待防止の強化や啓発活動に努めます。</p>

事業名	地域団体との連携強化
担当課	社会教育課
事業内容・ 今後の方向性	<p>青少年健全育成町民会議を中心に、子ども会・PTA・青少年団体・ボランティア団体などの連携強化を図っています。</p> <p>今後も、各団体の活動支援を通じて、地域ぐるみで子どもたち及び青少年の健全育成を支える体制の充実を図ります。</p>

事業名	不審者対策の推進
担当課	学校教育課
事業内容・ 今後の方向性	<p>地域や関係機関と連携・協力し、速やかに不審者情報の連絡ができる体制の整備と、児童生徒を犯罪や事故から守る安全対策の充実を図っています。</p> <p>平成30年6月に登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議にて策定された「登下校防犯プラン」のもと、「松茂町通学路交通安全・防犯プログラム」を策定しています。コミュニティ・スクールにおいて、防災・安全部会が登下校の安全を支援するとともに、通学路点検等を実施し、危険箇所の把握・対策に努めています。また、各園・学校において、不審者対応訓練を実施し、日頃から対策に取り組んでいます。</p>

第5章 推進体制

1. 計画の推進に向けて

子育てを地域社会全体で支援していくためには、町民、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関、行政などの連携が必要不可欠です。

国籍や障がいの有無に関わらず、子育てに対するさまざまなニーズに対応していくためには、保育士、教員などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアの育成及び活用、地域で子育てを支援する幅広い人材の確保・育成が重要となっています。

本計画の推進にあたっては、関係機関・団体等との連携を深め、情報を共有しながら、それぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、子育て支援に関わるさまざまな施策の推進に取り組みます。

2. 計画の進捗管理・評価等

効果的に計画を推進していくために、第2期計画期間から引き続き、子ども・子育て会議において計画の実現に向けた進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、PDCA サイクル（計画-実施-評価-改善検討）を実施します。また必要に応じて、計画の進捗状況の公表及び量の見込みや確保方策の見直しを行います。

3. 松茂町を構成する全ての人々の役割

本計画の基本的な視点である「子どもの育ちを第一に考えること」をふまえながら、円滑に各施策を推進していくためには、保護者が子育てについての第一義的責任を有していることを前提としつつ、住民や関係機関が本計画の基本理念とその考え方を共有し、その上で各々の役割を果たすことが重要です。

(1) 保護者の役割

子育てに第一の責任を負う保護者は、子どもの行動や人格の形成に最も大きな影響を与えます。そのため、常にコミュニケーションを図り、家族のきずなや家庭でのふれあいを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとなるように努めていきます。

子育てを通じて、自らも保護者としての役割を学び、人として成長しながら、子どもが基本的な生活習慣や社会のルールなどを学んでいくお手本となります。

家庭内だけでなく、子どもと一緒に地域のイベントなどに参加することによって、地域のなかでのつながりをもって子育てを行います。

(2) 住民(地域)の役割

子どもの豊かな感性・人間性が、隣近所や地域社会とのつながりによって育まれることをしっかりと認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援事業の重要性について関心を深め、地域における子育て支援に積極的に関わっていきます。

子どもを虐待やいじめ、非行・犯罪から守るために、普段から子育て家庭との関係性を深めるとともに、安心して子育てができるまちづくりに努めます。

(3) 松茂町の役割

国や県、その他関係機関との連携を深め、協働して取り組みます。

住民・子育て支援団体・学校や幼稚園、保育所などの教育・保育提供施設が自主的に子ども・子育て支援に関わる事業に取り組めるように、必要な支援と連携の促進を図ります。

サービスを必要とする家庭へ必要なサービスが行き届くよう、サービスの充実を図ります。

(4) 子育て支援団体等の役割

地域の特性を生かした子育て支援に関する活動を行っていきます。

松茂町や住民、事業者及び学校や幼稚園、保育所などの教育・保育提供施設と連携を深め、協働することによって、地域における子ども・子育て支援の拡充に努めていきます。

子どもとその保護者が、地域のイベントやボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努め、地域のなかでのつながりを構築できるような環境づくりに努めていきます。

(5) 事業者・職域の役割

事業活動が子育てに及ぼす影響の大きさを十分に認識し、就業者である保護者が子どもと過ごす時間を十分に確保できるように、ワーク・ライフ・バランスが取れた職場環境を整備していきます。

(6) 教育・保育提供施設の役割

子どもが多くの時間を過ごす教育・保育提供施設において、集団生活のなかでルールや基本的な生活習慣、豊かな人間性などを身につけることができるように取り組んでいきます。

本計画に沿って実施される子ども・子育て支援事業に関わる施策について、十分に理解し、自らも町や関係機関と連携して子ども・子育て支援に関する活動に取り組んでいきます。

松茂町子ども・子育て会議条例

平成25年9月19日

条例第23号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、松茂町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し見識を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第26号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第9号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

松茂町子ども・子育て会議委員名簿

分野	氏名	所属・役職等	備考
法第6条第2項に規定する保護者	佐藤 央一 委員	松茂小学校PTA会長	
	川村 兼康 委員	喜来幼稚園幼小PTA幼稚園部部长	
	前川 久美子 委員	きららこども園保護者会長	
法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	篠原 義正 委員	松茂小学校長	
	山下 美織 委員	喜来幼稚園長	
	志内 正一 委員	さゆり幼稚園長	
	佐川 和子 委員	松茂町地域子育て支援センター所長	
	北濱 道子 委員	まつしげ子ども園長	
	梶本 かつみ 委員	松茂児童クラブ主任	
	仙波 悠花 委員	はぐくみクラブあおむし会長	
子ども・子育て支援に関し見識を有する者	下村 きよ江 委員	松茂町主任児童委員	
	入交 郁子 委員	松茂町主任児童委員	
その他町長が必要と認める者	北原 康雄 委員	松茂工業団地企業協議会長	
	富士 雅章 委員	松茂町副町長	会長
	丹羽 敦子 委員	松茂町教育長	副会長
	田岡 奈生 委員	松茂町保健相談センター上級保健師	
	吉崎 三千代 委員	松茂町社会福祉協議事務局長	

松茂町
子ども・子育て支援事業計画
第3期 令和7年度～令和11年度

発行：松茂町役場 福祉課
〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地
電話：088-699-8713 FAX：088-699-6010